

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2016年4月1日
(第13期)	至	2017年3月31日

CYBERDYNE株式会社

茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

(E30118)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 業績等の概要	14
2. 生産、受注及び販売の状況	17
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	32
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
(1) 株式の総数等	36
(2) 新株予約権等の状況	39
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	48
(4) ライツプランの内容	48
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	49
(6) 所有者別状況	51
(7) 大株主の状況	52
(8) 議決権の状況	54
(9) ストックオプション制度の内容	55
2. 自己株式の取得等の状況	60
3. 配当政策	61
4. 株価の推移	61
5. 役員の状況	62
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	65
第5 経理の状況	72
1. 連結財務諸表等	73
(1) 連結財務諸表	73
(2) その他	101
2. 財務諸表等	102
(1) 財務諸表	102
(2) 主な資産及び負債の内容	115
(3) その他	115
第6 提出会社の株式事務の概要	116
第7 提出会社の参考情報	117
1. 提出会社の親会社等の情報	117
2. その他の参考情報	117
第二部 提出会社の保証会社等の情報	117

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月26日
【事業年度】	第13期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
【会社名】	CYBERDYNE株式会社
【英訳名】	CYBERDYNE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部門責任者 宇賀 伸二
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部門責任者 宇賀 伸二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (千円)	—	456,375	631,278	1,264,902	1,649,940
経常損失 (△) (千円)	—	△682,881	△907,854	△710,079	△782,653
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	—	△688,171	△915,893	△718,057	△789,332
包括利益 (千円)	—	△687,116	△916,040	△719,476	△777,636
純資産額 (千円)	—	5,995,828	27,777,298	27,063,934	46,226,147
総資産額 (千円)	—	6,434,768	48,289,052	47,534,470	46,848,267
1株当たり純資産額 (円)	—	32.19	134.03	130.50	214.90
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△3.95	△4.74	△3.53	△3.69
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	93.2	56.4	55.8	98.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△539,588	△779,286	△258,282	575,438
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	121,796	△26,780,601	△482,675	△5,547,807
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	4,050,140	42,441,003	△21,185	△109,807
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	4,341,264	19,221,857	18,458,970	13,375,733
従業員数 (名)	—	47	64	65	71
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔—〕	〔110〕	〔90〕	〔93〕	〔94〕

(注) 1. 当社は第10期より連結財務諸表を作成しております。そのため、第9期以前については連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 当社は2013年10月25日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ200株の割合で株式分割を、2014年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を、2015年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

7. 第13期より従業員数の算定方法を変更したことに伴い、第12期以前につきましても当該算定方法による集計へ変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (千円)	286,457	448,543	588,631	1,012,412	1,453,642
経常損失 (△) (千円)	△565,820	△671,213	△886,741	△685,226	△701,853
当期純損失 (△) (千円)	△573,326	△672,764	△890,532	△689,004	△707,418
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	3,349,075	5,428,919	16,511,767	16,511,767	26,743,881
発行済株式総数 (株)	(旧)普通株式 49,267 (旧)A種類 株式 25,667 (旧)B種類 株式 12,073	普通株式 10,853,400 B種類株式 7,770,000	普通株式 62,788,000 B種類株式 38,850,000	普通株式 125,576,000 B種類株式 77,700,000	普通株式 137,347,609 B種類株式 77,700,000
純資産額 (千円)	2,523,257	6,010,180	27,815,874	27,132,982	46,374,379
総資産額 (千円)	2,927,794	6,373,749	48,238,237	47,533,060	46,921,518
1株当たり純資産額 (円)	14.50	32.27	134.02	130.84	215.59
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3.29	△3.86	△4.60	△3.39	△3.31
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	86.2	94.2	56.3	55.7	98.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△397,658	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,360	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△235,448	—	—	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	708,591	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	36 〔33〕	40 〔47〕	56 〔48〕	55 〔59〕	61 〔61〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、株主総会及び各種類株主総会その他所要の手続きを経て、2013年10月23日付で（旧）B種類株式を（旧）A種類株式に変更した上で、かかる（旧）A種類株式の内容を変更して新たに普通株式とし、また、従前の（旧）普通株式の内容を変更して新たにB種類株式といたしました。
3. 第5期乃至第9期に発行されていた（旧）A種類株式及び（旧）B種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について、（旧）普通株式と同じ権利を有していたため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の各数値の算出の際には、（旧）A種類株式及び（旧）B種類株式も発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 持分法を適用した場合の投資利益については、第9期は関連会社が存在しないため記載しておりません。第10期から第13期については、連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 当社は、2013年10月25日付で株式1株につき200株の株式分割を、2014年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を、2015年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ2株の割合で株式分割を行っております。そこで、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
9. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、及び、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
10. 第13期より従業員数の算定方法を変更したことに伴い、第12期以前につきましても当該算定方法による集計へ変更しております。

2【沿革】

当社代表取締役社長である山海嘉之は、1980年代後半に人・ロボット・情報系を融合複合させた新しい学術領域である「サイバニクス」(※1)を構想し、1991年頃から医療分野での活用を目指しHAL®の原理に関する基礎研究に着手し、研究開発を一貫して推進してきました。その結果、サイバニクスの研究成果として世界初のサイボーグ型ロボット「ロボットスーツHAL®」(※2)が誕生しました。

HALをはじめとする新領域「サイバニクス」の研究成果を広く社会に還元することを目的として、2004年6月にCYBERDYNE株式会社(※3)が設立されました。

年月	概要
2004年6月	茨城県つくば市において資本金1,000万円で医療・福祉・介護分野向けロボットスーツの開発、製造、販売を目的に、CYBERDYNE株式会社を設立
2005年11月	The 2005 World Technology Summit & Awards (2005年世界技術大賞), IT Hardware部門において大賞を受賞(※4)
2007年6月	CYBERDYNE株式会社、代表取締役社長山海嘉之及び筑波大学知的財産統括本部の三者が、「身体機能を拡張するロボットスーツHAL®」の開発で経済産業大臣賞を受賞
2009年1月	HAL®福祉用の初期モデルの製造販売を開始
2009年7月	サイボーグ型ロボット技術の発明(特許4178186号)が、全国発明表彰(※5)21世紀発明賞を受賞
2010年6月	HAL®福祉用の現行モデルの製造販売を開始
2012年12月	ISO13485(医療機器の品質マネジメントシステムの国際標準規格)を、世界初のロボット治療機器の設計開発・製造・販売業者として、認証取得(第三者認証機関:UL 認証番号:A18103)
2013年1月	HAL®欧州モデル、脳卒中患者に対する臨床試験の開始(臨床試験実施機関:スウェーデン カロリンスカ研究所/ダンドリード病院)
2013年2月	HAL®福祉用が、世界で初めて生活支援ロボットの国際安全規格ISO/DIS13482の認証を取得(第三者認証機関:一般財団法人日本品質保証機構 認証番号:JQA-KC12624)
2013年3月	医療用HAL®の希少性難治性の神経・筋難病疾患患者に対する医師主導治験が開始(治験調整事務局:国立病院機構新潟病院)
2013年4月	鈴鹿ロボケアセンター株式会社(現連結子会社)を三重県鈴鹿市に設立
2013年6月	医療用HAL®が、世界初のロボット治療機器として、MDD(欧州医療機器指令)の適合性評価を受け、EU域内において医療機器として認証取得(第三者認証機関:TÜV Rheinland. 認証番号DD 60085735 0001)
2013年7月	富士重工業株式会社(現株式会社SUBARU)より、クリーニングロボット事業を譲り受けるCEマーキング(※6)が表示された医療用HAL®を医療機器としてEU域内へ出荷開始
2013年8月	湘南ロボケアセンター株式会社(現連結子会社)を神奈川県藤沢市に設立 ドイツにCyberdyne Care Robotics GmbH(現連結子会社)を設立し、医療用HAL®を利用した脳神経筋疾患の患者に対する機能改善治療(サイバニクス治療(※7))の事業を開始 DGUV(Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung:ドイツ法的損害保険)が、医療用HAL®による機能改善治療(サイバニクス治療)に、公的労災保険の適用を認可
2013年9月	大分ロボケアセンター株式会社(現連結子会社)を大分県別府市に設立
2014年3月	東京証券取引所マザーズに上場
2014年9月	HAL®作業支援用(腰タイプ)の製造販売を開始
2014年11月	HAL®作業支援用(腰タイプ)及びHAL®介護支援用(腰タイプ)が、作業者及び介護者向けの装着型ロボットとしては世界で初めて生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482:2014の認証を取得(第三者認証機関:一般財団法人日本品質保証機構 認証番号:JQA-KC14001及びJQA-KC14002)
2015年2月	HAL®単関節タイプの製造販売を開始 HAL®作業支援用(腰タイプ)及びHAL®介護支援用(腰タイプ)が、欧州機械指令に適合し、作業者及び介護者向けの装着型ロボットとして世界初のCEマーキングを表示
2015年3月	HAL®介護支援用(腰タイプ)の製造販売を開始 人工知能AI搭載型自動搬送ロボットの製造販売を開始
2015年6月	医療用HAL®(下肢タイプ)について、米国食品医薬品局(FDA)に対して医療機器承認(クラスII)の申請書類を510(k)プロセス(※8)により提出

年月	概要
2015年10月	医療用HAL®（下肢タイプ）による対麻痺患者に対する機能改善治療（サイバニクス治療）について、ドイツのInEK（病院医療報酬制度協会）およびG-BA（ドイツ連邦合同委員会）に対して公的医療保険適用を申請
2015年11月	医療用HAL®（下肢タイプ）について、厚生労働省より医療機器として製造販売承認を取得
2016年1月	医療用HAL®（下肢タイプ）による神経・筋難病疾患に対する機能改善治療（サイバニクス治療）について、中央社会保険医療協議会総会において世界で初めて公的医療保険適用が決定
2016年8月	米国にCYBERDYNE USA Inc.（現連結子会社）を設立
2016年9月	医療用HAL®（下肢タイプ）による神経・筋難病疾患に対する機能改善治療（サイバニクス治療）について、ロボット治療として世界で初めての公的医療保険による診療が開始
2017年2月	医療用HAL®単脚モデルの脳卒中患者に対する医師主導治験が開始（治験調整事務局：筑波大学） 第3回日本ベンチャー大賞（※9）において内閣総理大臣賞を受賞

事業展開に至る背景

1970－80年代は、日本が産業用ロボットを国内外に展開し始めた時期ですが、現場の専門家の積極的なロボット導入への挑戦が原動力となり、ロボット技術は産業界を大きく変革する革新技術へと発展することとなりました。改良が続けられた「ロボット技術」と「現場での活用技術の開拓」によって、国産の産業用ロボットは1990年代半ばまで世界シェアの6割以上（一般社団法人日本ロボット工業会「世界の産業用ロボット稼働台数」より）を占めるまでに至りました。

現在、先進各国は高齢化に直面しておりますが、そこには新産業創出の機会として、産業用ロボットが成し遂げた生産現場における革命と同様のパラダイムシフトが、医療・福祉・生活（職場環境含む）分野でおこる可能性があります。当社グループは、このような背景のもと、当該分野の人や社会の課題を解決するために「人支援分野での事業展開を通して新たな産業を創出すること」を目標としております。当社グループの事業においては、我々の社会が直面する少子・超高齢社会の課題を解決する革新技術を創生しながら、その解決手法を産業化（新産業創出）し、その挑戦の過程で未来開拓型の人材育成を行う、という3本柱を同時展開するというスキームで事業を推進してまいります。

用語解説

※1. サイバニクス（Cybernetics）

サイバニクスとは、Cybernetics（人と機械の共通の情報処理理論、人工頭脳学）、Mechatronics（機械電子工学）、Informatics（情報学／IT）を中心に、脳・神経科学、行動科学、ロボット工学、IT、システム統合技術、生理学、心理学、哲学、倫理、法律、経営など、人・ロボット・情報系の融合複合分野を扱うことを目的として構築された新しい学術領域のことです。実問題は様々な課題が混在した複合課題であり、従来の縦割りの科学技術のみからのアプローチでの解決は極めて困難ですが、サイバニクスは人や社会の課題を総合的・複眼的に扱うことができるため、複合課題の解決に威力を発揮します。1987年から1989年にかけて、筑波大学の山海嘉之がサイバニクスの基本構想をまとめ、2007年には文部科学省を中心に最も強化する教育研究領域としても展開されてきました。

※2. ロボットスーツHAL®（ハル）

人の身体機能を改善・補助・拡張・再生するために研究開発された世界初のサイボーグ型ロボットです。HAL®は、Hybrid Assistive Limbの略です。Hybridは「混在」を意味し、人とロボットの混在、随意制御系と自律制御系の混在などの意味が重ねられています。Assistiveは「支援」を意味し、Limbは「腕、脚などの四肢」を意味します。HAL®は、このような語源として構成されましたが、HAL®の原理を活用する関連機器に対してもHAL®という呼び方が使われることもあります。HAL®の研究開発に関しては、1991年から基礎研究が始まり、HAL®の原理づくりの段階から、医療用途を目指して研究開発を推進してまいりました。基礎技術が確立できてきた後、医学的効果効能を有する医療機器化に向けて、基礎研究開発、試作・評価、安全技術開発・安全評価技術開発、臨床研究・臨床評価、国際連携、標準化、治験、保険適用に至る様々な取り組みが行われてきました。下肢タイプの医療用、福祉用、腰タイプの介護支援用、作業支援用、単関節タイプの自立支援用など、様々な種類のHAL®が展開されています。

※3. CYBERDYNE（サイバーダイン）株式会社

新領域「Cybernetics（サイバニクス）」を駆使した革新技術と力を意味するDyne（ギリシア語に由来）を組み合わせ、サイバニクスにより生み出される力、という意味を込めてCYBERDYNEと命名しました。

※4. The World Technology Summit & Awards

タイム誌、フォーチュン、CNNによって2000年から開催されており、各分野において「長年にわたって最も優れた価値をもたらした」革新的な取り組みを行った個人や企業を称えるものです。

※５．全国発明表彰

大正８年、日本の科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的に始まり、以来、日本を代表する幾多の研究者、科学者の功績を顕彰するものです。自動車やIT等の分野も含め全ての分野の中から著しく優秀と認められ、最高の特許との評価を受け常陸宮殿下から表彰を賜りました。

※６．CEマーキング

欧州連合（EU）地域に販売される指定の製品に貼付を義務づけられる基準適合マークのことです。CEマーキング表示のある製品は、EU域内の自由な販売・流通が保証されます。医療用HAL®は、MDD（欧州医療機器指令）の適合性評価を受け、EUにおいて医療機器としてCEマーキングを表示しております。

※７．サイバニクス治療（Cybernic Treatment）

サイバニクス治療は、サイバニクス技術を駆使して研究開発された医療用HAL®等により実現される「機能再生医療」であり、脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進する革新的治療技術です*。HAL®は人の脳神経系からの運動意思情報で動作し、筋紡錘などの感覚神経を賦活化させることで脳神経系と筋骨格系の間での神経情報伝達ループを構成し、インタラクティブなバイオフィードバックを成立させます。これにより、機能障害を有し運動に必要な筋力の発揮が難しい患者であっても、脳・神経・筋系に過剰な負担をかけることなく脳からの運動意思と同期した実際の運動を何度も繰り返し実現させることができるため、機能改善・機能再生の促進が可能となります。患者の神経情報や運動情報等に関するHAL®の各種パラメータの調整機能によって、医師は患者の脳神経系と筋骨格系の神経情報伝達ループを適切に回すことができるよう治療的に介入することができるようになります。

HAL®による治療は、日本において薬事承認され診療報酬上の新しい治療技術として保険収載されており、併用される各種リハビリテーションとは区別される「治療処置」となります。

*サイバニクス治療は、医療用HAL®に限らずサイバニクス技術を駆使した様々な形態のメディカルサイバニクスシステム（サイバニクスインタフェース／サイバニクスデバイス等）によっても実施可能です。

※８．510(k)プロセス

クラスⅠならびに一部のクラスⅡの医療機器について米国市販承認を求めるプロセスです。このプロセスは、申請者が、米国での市販品と同等もしくは同等以上の安全性と有効性(safety and effectiveness)を有することを示すことで、FDAによる審査を経て承認が与えられます。

※９．日本ベンチャー大賞

経済産業省などが主催する、若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業を表彰し称える制度です。当社が受賞した「内閣総理大臣賞」は、事業の新規性や革新性、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業のビジョンなどに関し、最も評価の高いベンチャー企業に対して付与されるものです。

3【事業の内容】

当社は、社会が直面する様々な課題を解決するため、サイバニクスを駆使して、革新技術（イノベーション技術）の創出と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開し、革新技術の研究開発と新産業創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業です。

「テクノロジーは人や社会の役に立つこそ意味がある」との理念のもと、HAL®に代表される「メイドインジャパンの革新的ロボット医療機器／革新的人支援機器／革新的医療機器」の研究開発・社会実装及び当該技術を核とした世界規模でのサービス産業を創出し、健康長寿社会を支える人支援産業（ロボット・ヘルスケア産業を含む）のリーディング企業として国際事業展開・市場開拓を行い、重介護ゼロ®社会の実現に挑戦します。今後、世界の先進各国は超高齢社会に直面しますが、そこには医療・福祉・生活（職場環境含む）分野での新産業創出の機会があり、1980年代に産業用ロボットが成し遂げた生産革命を超えるパラダイムシフト（サイバニクス革命）によって人や社会に役立つことが、当社グループの事業ミッションです。

(1) サイバニクス技術による事業分野

サイバニクスは、人とロボットと情報系が融合複合したトータルシステムを「基礎研究レベルから社会実装」に至るまで取り扱うことのできるものとなっています。当社グループは、このサイバニクス技術を駆使して、医療、福祉、生活（職場環境含む）分野の事業展開を行います。HAL®は、人・ロボット・情報系が融合複合したサイバニクスを駆使して研究開発された革新技術の代表的成果であり、これを中心として下記のような事業分野に展開しております。

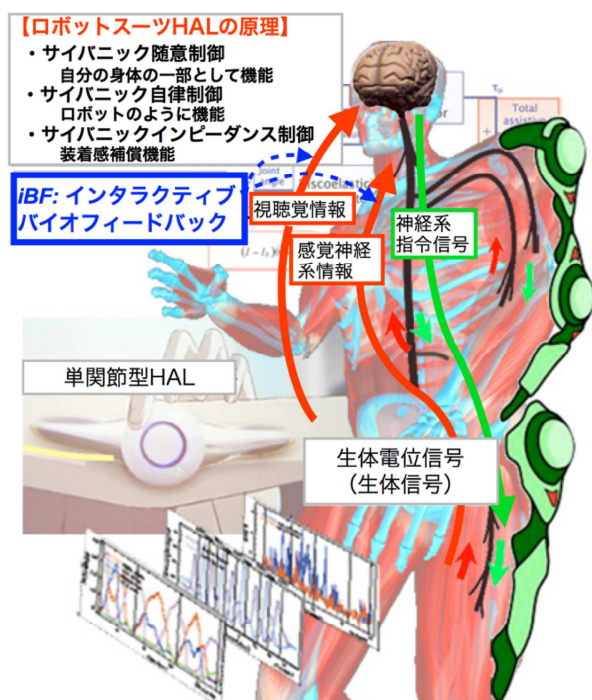
- 1) 医療サービス分野：脳・神経・筋系疾患の患者へのサイバニクス治療サービスを提供する事業分野。
- 2) 医療機器分野：医療用HAL®に代表される脳・神経・筋系疾患の患者向けのサイバニクス治療を行う医療機器や手のひらサイズで動脈硬化度や心電位を計測するバイタルセンサーの研究開発・製造・販売及びそれらに関連する事業分野。
- 3) 生活支援サービス分野（介護福祉を含む）：高齢者や障がい者への健康トレーニングを提供する事業分野。
- 4) 生活支援機器分野（介護福祉を含む）：高齢者や障がい者の自立動作をサポートするHAL®福祉用（下肢タイプ）・自立支援用（単関節タイプ）、作業者や介護者の重作業をサポートするHAL®作業支援用・介護支援用（腰タイプ）、人工知能AI搭載型の搬送ロボットやクリーニングロボットなどの介護福祉・職場環境等を含む生活支援を行う生活支援ロボットの研究開発・製造・販売及びそれらに関連する事業分野。その他、災害現場でのレスキュー活動を支援する災害対策ロボットの研究開発及びそれに関連する事業分野。

(2) 中核技術としてのHAL®の動作原理と制御方法

HAL®は、人が装着して利用します。HAL®の技術は様々な分野で利用でき、当社グループの事業の中核となるものです。HAL®は、装着者の脳神経系からの動作意思を反映した微弱な生体電位信号(Bio-Electrical Signal:BES)で機能する「サイバニック随意制御系」、姿勢や重心バランス等の装着者の動作情報を人工知能処理し機能する「サイバニック自律制御系」、装着者の人間特性に適応調整される「サイバニックインピーダンス制御系」、及びこれらを組み合わせた「サイバニックハイブリッド制御系」などで構成される革新的サイバニックシステムです。

人が体を動かそうとする際、その運動意思は微弱なイオン電流の神経系指令信号として、脳、脊髄、運動神経、筋肉へと伝達され、最終的に筋骨格系が動くことになります。その際、微弱な生体電位信号が皮膚表面にも到達してくるので、これを検出できれば運動意思を捉えたことになります。HAL®はこの微弱な生体電位信号を装着者の皮膚表面に貼付けられたセンサーで検出し、これを活用して機能します。これにより、装着者が身体を動かそうとすると、その運動意思に従ってHAL®が駆動します。HAL®は身体に密着しているため、装着者の意思によって駆動すると同時に、脚などの装着部位を動かすことになり、筋紡錘(※1)からの求心性ニューロン(※2)の信号が感覚神経、脊髄を経て脳に戻る(フィードバックされる)ことになります。更に、このような体内の感覚神経系情報に加え視聴覚情報も脳にフィードバックされることになります。このようにして、「脳→脊髄→運動神経→筋肉→HAL®」、そして、「HAL®→筋紡錘→感覚神経→脊髄→脳」という脳と身体とHAL®との間でインタラクティブなバイオフィードバックが構成されることになります。

これが基本的な「サイバニック随意制御」であり、機能的に人間とロボットとを一体化させることに成功した新しい制御手法の動作原理の一つです。また、重度の運動機能障害を有する場合、特に、生体電位信号がまだ検出できないような状態では、「サイバニック随意制御」が機能しないため、人間の基本運動パターンや動作メカニズムの解析結果を元に予め準備されたプログラムによってロボットのように動作する「サイバニック自律制御」が機能します。また、HAL®の質量・慣性モーメント・粘性摩擦等の機械インピーダンスを補償し、装着感に関する物理パラメータを任意に調整することができるサイバニックインピーダンス制御も組み込まれています。目的に応じて、これらの制御を自在に組み合わせたサイバニックハイブリッド制御を構成できることがHAL®の大きな特徴となります。



■ 装着者の意思に従った動作を可能とするサイバニックハイブリッド制御

目的・用途にあわせて、以下の制御システムを自在に組み合わせ、融合し機能させる

・サイバニック随意制御

人の運動意思を反映した生体電位信号を検出し、意思に従った随意的な動作を実現

・サイバニック自律制御

人の基礎運動パターンや動作メカニズムに基づいて、自然な動作をロボットの的に再構成し、実現

・サイバニックインピーダンス制御

装着感に関する物理パラメータを任意に調整・補償し、HAL®の仮想的な透明化を実現

図1 HAL®の動作原理

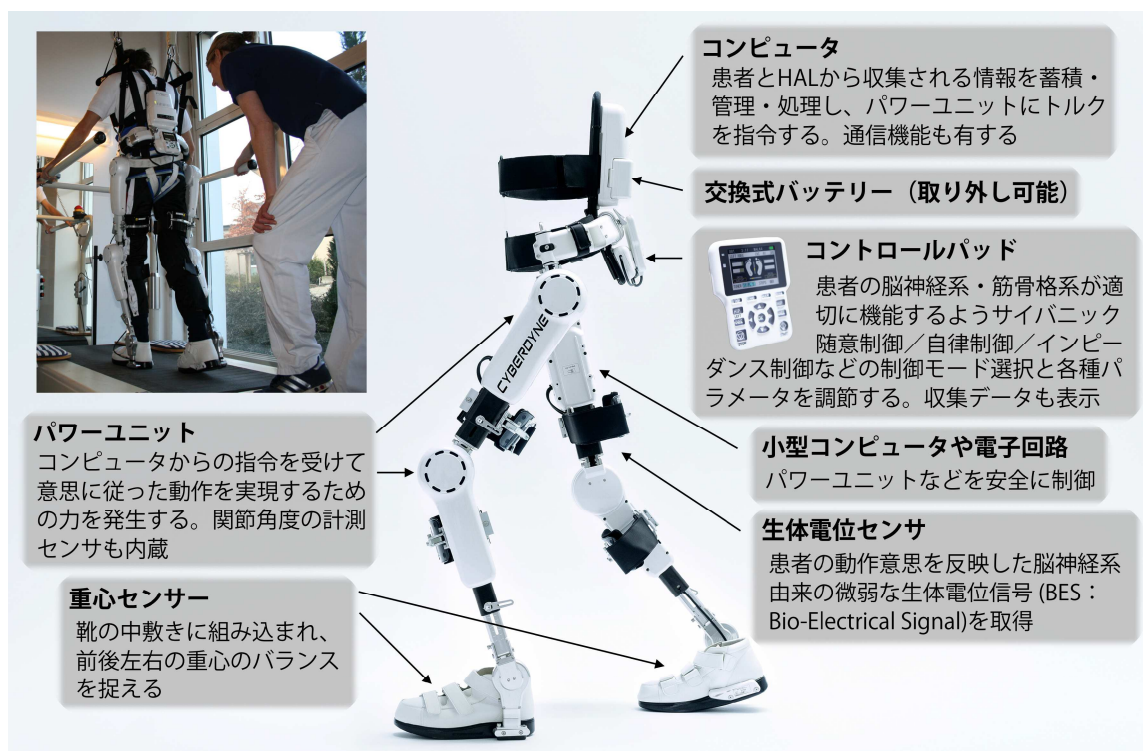


図2 HAL®の制御方法

※1. 筋紡錘

筋肉の内部の紡錘型の筋繊維にらせん状に巻き付いている感覚受容器です。筋肉の長さや張力に応じて神経伝達物質が生じるため関節の角度や身体の姿勢や筋肉が発揮している力などの身体の内部の感覚を起こします。

※2. 求心性ニューロン

末梢の感覚受容器からの刺激を脊髄や脳など中枢に伝達する知覚神経のニューロンです。

(3) HAL®の医療機器認証／承認と保険収載のプロセス

<EU>

スウェーデンのカロリンスカ研究所のダンドリード病院で急性期・回復期を対象にした脳卒中患者に対してHAL®の臨床試験が実施され、歩行機能の他、さまざまな身体機能の改善が認められています。また、ドイツのBG RCI（公的労災保険組合）の傘下のベルクマンズハイル大学病院では、外傷性の麻痺患者（主に脊髄損傷患者）に対してHAL®による集中的な治療を実施し、優れた歩行機能改善を実証しております（※）。

上記のような取り組みにより、HAL®は国内外の医療機関で実証された臨床データによって身体機能改善と臨床的な安全性が確かめられ、ロボット治療機器として世界で初めてEUにおける医療機器認証（CEマーキング）を取得しました。なお、適用疾患の範囲は脳・神経・筋系の疾患（具体的には、脳卒中・脊髄損傷に起因する運動麻痺、廃用、進行性疾患など）となっております。医療機器としての認証はEU圏内で効力を有するため、認証規制面でのプロセスは既にクリアしております。今後は欧州各国での各種保険適用のプロセスを順次進める予定です。

ドイツにおいては、HAL®によるサイバニクス治療に対して、DGUV（ドイツ法的損害保険）により公的労災保険の適用を受けることになりました。2013年8月より適用された当該公的労災保険での治療や臨床試験における臨床データを収集・蓄積して、新たに公的医療保険への適用を目指して、2015年10月にはInEK（ドイツ病院医療報酬制度協会）に対して急性期から回復期に相当する期間のすべての対麻痺患者に対する診療報酬に関する申請を提出するとともに、G-BA（ドイツ連邦合同委員会）に対して急性期から回復期に相当する期間を終えたすべての対麻痺患者に対する診療報酬に関する申請手続きを進めております。

なお、HAL®は人種や民族により安全性や有効性に関する差異がでにくいという特徴があります。また、非侵襲でリスクレベルも高くないため、各国の各種保険制度にはほぼ共通の臨床データを利用することができます。したがって、高レベルの臨床データを蓄積することで、その後の展開（ドイツ国内だけでなくEU圏内の各種保険適用）を迅速に進めることができますようになります。

※ 関連する主な学術論文は、下記の通りです。

- ・ “Locomotion training using voluntary driven exoskeleton (HAL) in acute incomplete SCI” Neurology (2014)
- ・ “Voluntary driven exoskeleton as a new tool for rehabilitation in chronic spinal cord injury – A pilot study” The Spine Journal (2014)
- ・ “Gait training early after stroke with a new exoskeleton – the hybrid assistive limb: a study of safety and feasibility” Journal of Neuro Engineering and Rehabilitation (2014)
- ・ “The Effectiveness and Safety of Exoskeletons as Assistive and Rehabilitation Devices in the Treatment of Neurologic Gait Disorders in Patients with Spinal Cord Injury: A Systematic Review” Global Spine Journal (2016)
- ・ “Against the odds: what to expect in rehabilitation of chronic spinal cord injury with a neurologically controlled Hybrid Assistive Limb exoskeleton. A subgroup analysis of 55 patients according to age and lesion level” Neurosurgical Focus (2017)

<米国>

米国での医療機器承認については、2014年11月よりFDA（米国食品医薬品局）に対する申請手続きを進めております。当社は、医療用HAL®の革新性に関して、他に類のない新しいロボット治療機器であることを識別可能な形式での承認に向け、FDAと協議を行っており、米国における各種保険適用等、承認取得後の事業展開を見据え、引き続き戦略的に推進しております。

<日本>

筑波大学附属病院で行われた「運動器不安定症患者およびその基礎疾患を有する患者に対する Hybrid Assistive Limb (HAL®) 装着による運動機能改善効果の探索的研究 (UMIN試験ID: UMIN000002969)」により、機能回復が一定水準に達した脳卒中、脊髄損傷、神経筋疾患、運動器疾患等の患者に対して有意な歩行機能の改善が認められており、現在も臨床研究を進めております(※1)。本臨床データ等に基づき作成されたプロトコルによって、医薬品医療機器総合機構(PMDA)による治験実施許可が得られ、2013年3月より国立病院機構新潟病院の中島孝医師を中心に、希少性難治性の神経・筋難病疾患の患者に対して、厚生労働省の厚生科学研究費補助金による医師主導治験が実施されました。また医療用HAL®(下肢タイプ)は2014年12月には希少疾病用医療機器の厚生労働大臣指定を受け、製造販売承認申請後の優先審査対象になりました。2015年3月に医療用HAL®(下肢タイプ)について、筋ジストロフィーやALS等(※2)の希少性難治性の神経・筋難病疾患に対する「新医療機器」としての製造販売承認申請を行い、2015年11月に厚生労働省より医療機器として製造販売承認を取得し、2016年1月に世界で初めて公的医療保険適用が決定しました。2016年9月より神経・筋難病疾患の患者に対する公的医療保険による診療が開始されています。また、2014年9月より対象疾患を希少性難治性の脊髄疾患に適用拡大して医師主導多施設共同治験が実施されています。

今後は脳卒中や脊髄損傷などへの適用範囲の拡大を図り、臨床研究を進め、さらに医療保険収載のプロセスについても、医療機器承認の範囲拡大と平行してまいります。2016年9月より脳卒中患者を対象とした医師主導治験が実施されています。

※1. 主な学術論文は、下記の通りです。

- ・ “Pilot study of locomotion improvement using hybrid assistive limb in chronic stroke patients”
BMC Neurology (2013)
- ・ “Feasibility of rehabilitation training with a newly developed wearable robot for patients with limited mobility” Archives of Physical Medicine and Rehabilitation (2013)
- ・ “Gait training of subacute stroke patients using a hybrid assistive limb: a pilot study”
NeuroRehabilitation (2017)

※2. 医療機器製造販売承認申請の対象となった希少性神経・筋難病疾患は、下記の通りです。

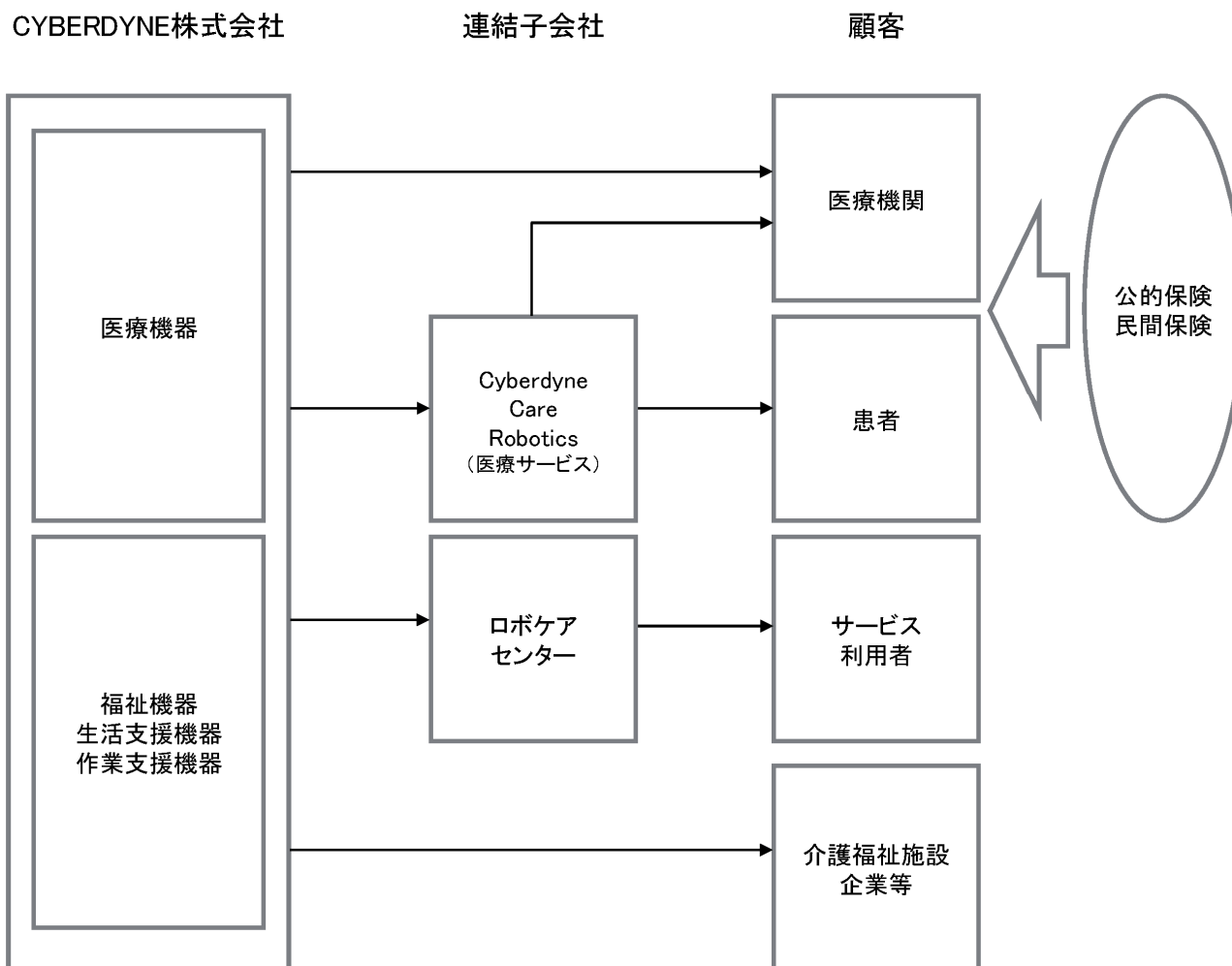
脊髄性筋萎縮症(SMA)、球脊髄性筋萎縮症(SBMA)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、シャルコー・マリー・トゥース病(CMT)、遠位型ミオパチー、封入体筋炎(sIBM)、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー

(4) 当社グループ製品の内容

当社グループでは、多様な技術分野において製品開発を推進しておりますが、現時点での当社グループの事業はHAL®が中心となっています。HAL®は、その使用目的別に、①医療分野での患者の身体機能改善/機能再生を目的としたロボット治療機器、②介護福祉分野での自立動作支援を目的とした福祉機器や生活支援機器、③介護施設や建設・工場など重作業現場での作業者に対する作業支援機器などとして、人が装着して活用することで様々な用途展開を可能とするものです。HAL®以外には、AIを搭載した搬送ロボットやクリーニングロボットを製品化しています。また、病気を未然に防ぐための、手のひらサイズの動脈硬化度・心電計であるバイタルセンサーなどの開発を行っています。

(5) 当社グループの事業系統図

以上に述べた事項を、以下の事業系統図に示します。なお、当社グループのセグメントはロボット関連事業のみの単一セグメントであります。



HAL®を製品として出荷するために、研究開発の手順から製造・管理に至るまで、高品質の研究開発・製造・管理体制を整備しつつ、①専門家ユーザー（利用施設：医療機関、介護福祉施設、企業等）向けに当社機器のレンタル・リース販売及び保守サービスを提供し、更に②エンドユーザー（患者等）向けにサイバニクス治療およびトレーニングサービスの提供を行っております。

4 【関係会社の状況】

2017年3月31日現在

名称	所在	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (海外)					
Cyberdyne Care Robotics GmbH	ドイツNRW州 ボーフム市	EUR 25,000	HAL®を利用した 機能改善治療 (サイバニクス治療) サービス事業	75.1	HAL®の賃貸借 資金の貸付 役員の兼任 2名
CYBERDYNE USA Inc.	アメリカ 合衆国 ワシントン州	100,000米ドル	米国における当社事業 の統括・推進	100.0	役員の兼任 1名
(国内)					
鈴鹿ロボケアセンター 株式会社	三重県 鈴鹿市	3,000千円	HAL®を活用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借 資金の貸付 役員の兼任 1名
湘南ロボケアセンター 株式会社	神奈川県 藤沢市	3,000千円	HAL®を活用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借 資金の貸付 役員の兼任 1名
大分ロボケアセンター 株式会社	大分県 別府市	3,000千円	HAL®を利用した トレーニング事業	100.0	HAL®の賃貸借 資金の貸付 役員の兼任 1名

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一事業であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

2017年3月31日現在

従業員数 (名)	71 [94]
----------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
61 [61]	39.5	4.5	6,464

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社は単一事業分野において事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑な関係にあり特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、人・ロボット(機械)・情報系が融合複合したサイバニクス技術を駆使して、医療、福祉、生活(職場環境を含む)分野を対象として、人とロボット系と情報系を機能的に繋ぎ、物理的・情動的・生理的インタラクションを実現することで、超高齢社会が直面する課題を解決することを目指し、研究開発から社会実装に至るまで一貫して推進しています。

我が国の第5期科学技術基本計画においては、科学技術イノベーションが先導する新たな超スマート社会のコンセプトである「Society 5.0」(サイバー空間とフィジカル空間の融合により経済・社会的課題を解決し、人々が質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会)の推進が掲げられており、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)などの社会実装や、高齢者・障がい者の安全・安心な生活に向けた支援ロボット等の研究開発、支援を必要とする方の自立促進及び看護・介護等サービスの効果的提供の支援技術の研究開発等が重点分野とされています。また、2016年5月のG7先進国首脳会議においても、議長国として人とテクノロジーが共生する未来社会の姿としても世界に発信されています。

当社は、この「Society 5.0」を牽引する代表企業として、2016年5月15日から17日につくば市で開催されたG7科学技術大臣会合において、当社の山海社長による記念シンポジウムでの基調講演や大臣会合でのスピーチの他に、各国の代表団による本社視察を受け入れており、最終日に採択された共同声明「つくばコミュニケ」には、G7各国及び多くの新興国が急速な高齢化社会に直面するなかで、高齢者が健康的に年を重ね、良質なケアを受けられる社会システムの構築を含む、科学に基づいたイノベーションの重要性が強調されており、ロボティクスの活用による、高齢者の福祉や生活の質の向上及び介護者の負担軽減への可能性と、社会科学研究と医療・ICT・ロボット支援を統合して、家族や社会の負担を軽減することの決意が表明されています。

当社は、2017年2月、経済産業省などが主催する第3回日本ベンチャー大賞において、事業の新規性や革新性、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業のビジョンなどが評価されて、内閣総理大臣賞を受賞しております。当社グループは、革新的サイバニクス技術を駆使することにより、研究開発及び事業展開をさらに加速して進め、社会が直面する課題解決と経済サイクル確立の両立を図り、医療・介護福祉・生活分野における社会変革や産業変革によるサイバニクス革命を目指し、引き続き「Society5.0」の実現を牽引してまいります。

当連結会計年度において、医療分野では、医療用HAL®(両脚モデル)について、2016年4月25日に厚生労働省が神経筋難病疾患に対する医療用HAL®を用いた治療に係る技術料等の保険点数解釈を公表し、ロボット治療として世界で初めて公的医療保険の償還価格が決定するとともに、2016年9月2日から世界で初めて公的な医療保険診療が開始されました。当社では、今後の脳卒中や脊髄損傷など他の疾患への適用拡大に向けて、国内外の医療機関と連携して臨床試験や治験を加速してまいります。脳卒中については、医療用HAL®(単脚モデル)での機能改善・機能再生治療を目的として、医療機器承認のための医師主導治験が2016年9月30日より開始されております。さらに、少しでも多くの麻痺患者への適用に向けて、有力医療研究機関とも連携して、医療用HAL®と再生医療を組み合わせた革新的機能再生治療の研究も進めております。また、革新的医療技術の普及に向けて、公的保険に加え民間保険と協働する取り組みとして、生命保険分野では2016年9月2日に大同生命保険株式会社と、損害保険分野では2016年11月21日にAIGジャパン・ホールディング株式会社とそれぞれ業務提携契約を締結しております。この業務提携に基づき、大同生命保険株式会社は、2017年5月8日に、民間保険会社として世界で初めて、医療用HAL®による難病治療に対して、受療者の治療費用負担軽減のための新商品「HALプラス特約」を発売することを発表しております。欧州においては、既に医療機器認証を取得し、ドイツで治療サービス事業を展開しています。ドイツでは医療用HAL®を利用した治療に公的労災保険が適用されていますが、公的医療保険への適用拡大を目指し、各種手続きを進めております。米国においては、FDA(米国食品医薬品局)との協議の結果を踏まえ、医療用HAL®によるサイバニクス技術を利用した脳・神経系の機能改善・機能再生治療の革新性に関して、FDA側の理解が深化したと判断し、他に類のない革新的なロボット治療機器であることが識別可能な形式での承認に向けて、2016年11月4日に、FDAにPre-submissionを提出し、再申請に向けた手続きを開始しています。

超軽量・コンパクトで肘・膝関節に対応したHAL®単関節タイプについては、医療機器化に向けた臨床研究を推進しております。手のひらサイズの動脈硬化度・心電計であるバイタルセンサーについては、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)と医療機器申請に向けた事前相談を行い、申請に向けた準備を進めております。

医療用HAL®は、今後の適用拡大を目指して国内外での臨床試験を推進するとともに、世界初の公的な医療保険診療によって国内医療機関への導入が開始し、2017年3月末時点で臨床試験用も含め国内外あわせて188台(内、国内レンタル38台)が稼働中です。引き続き、各地域に中核病院の拠点化を進めながら、順次、拡充していく予定です。また、HAL®単関節タイプも臨床研究を目的として日本国内での病院を中心に導入が進み、2017年3月末時点で208台が稼働中です。

介護福祉の分野においては、HAL®福祉用等の下肢タイプは、自立動作支援を目的として日本国内の福祉施設や病院等で運用され、2017年3月末時点で422台が稼働中です。また、介護離職に悩む介護施設での介助者の腰部負担低減による労働環境改善を目的としたHAL®介護支援用（腰タイプ）は、2016年11月から入浴介助にも利用できる防水機能等を付加した高機能モデルの市場投入や厚生労働省の介護ロボット導入支援事業向けの出荷により2016年9月末時点から411台増加し、2017年3月末時点で714台が稼働中です。

作業支援の分野においては、少子高齢化による労働人口の減少を背景に深刻な人手不足が発生している物流倉庫業や建設業や各種工場での、作業者の腰部負担低減による労務環境改善を目的としたHAL®作業支援用（腰タイプ）は、羽田空港リムジンバスや大手ゼネコンの本格導入による増加もあり、2017年3月末時点において274台が稼働中です。また、2017年4月からはANAグループにおいて、成田空港など国内主要空港の各種空港業務向けに25台が導入されております。今後は防水等の高機能化により利用範囲の大幅な拡大が見込まれます。クリーニングロボット及び搬送ロボットは、羽田空港国際ターミナルや大手製薬工場への導入が進み、2017年3月末時点において21台が稼働中です。

また、当社は、2017年5月15日に株式会社ワークスアプリケーションズとの業務提携及び資本提携（当社からの資本出資）を発表しました。この提携は、Society 5.0の実現に向けて、当社のサイバニクス技術による次世代システムの共同開発などを進めるものです。当社は、Society 5.0の実現を加速するため、独自の高い技術を持つベンチャー企業との連携を今後も進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は主に医療用HAL®やHAL®介護支援用（腰タイプ）の導入台数の増加により1,649,940千円（前年同期比30.4%増加）を計上した結果、売上総利益は1,078,953千円（同24.9%増加）と増加しました。

研究開発費はJST（国立研究開発法人科学技術振興機構）の革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）における「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニクスシステム」の受託研究事業などにより902,867千円（同9.9%減少）を計上し、その他の販売費及び一般管理費は主に転換社債の権利行使による株式転換に伴う事業税（資本割）等の租税公課の増加などにより1,348,201千円（同16.8%増加）を計上した結果、営業損失は1,172,115千円と120,016千円の改善となっております。

営業外収益につきましては、福島県の次世代型多目的ロボット化生産拠点新設等に伴う助成金収入等の増加により1,242,386千円（同76.0%増加）と大幅に増加する一方で、営業外費用につきましては、転換社債の権利行使による株式転換に伴う一時費用である株式交付費96,231千円の発生及び福島県の次世代型多目的ロボット化生産拠点新設等に伴う固定資産圧縮損の増加により852,923千円（同589.7%増加）を計上することにより、経常損失は782,653千円を計上しました。

また、法人税等6,417千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は789,332千円を計上しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末比5,083,237千円減少し13,375,733千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、575,438千円の資金流入（前連結会計年度は258,282千円の資金流出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失782,914千円を計上、たな卸資産の増加による資金流出76,919千円したものの、固定資産圧縮損を741,755千円計上、減価償却費を341,191千円計上、株式交付費を96,231千円計上したこと及び未収入金の減少による資金流入224,026千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、5,547,807千円の資金流出（前連結会計年度は482,675千円の資金流出）となりました。これは主に、有形固定資産取得による資金流出6,596,919千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に株式交付費の支払による資金流出88,131千円により、109,807千円の資金流出（前連結会計年度は21,185千円の資金流出）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	294,789	44.3
合計	294,789	44.3

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績は記載しておりません。
 2. 金額は、製造原価及び自社製作資産により表示しております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	1,834,659	105.3	103,790	126.7
合計	1,834,659	105.3	103,790	126.7

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の受注実績は記載しておりません。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 当連結会計年度より受注高及び受注残高の集計方法を変更しており、前年同期比につきましては前年同期の数値を変更後の集計方法に基づいた数値と比較しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ロボット関連事業	1,649,940	130.4
合計	1,649,940	130.4

- (注) 1. 単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績は記載しておりません。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
神奈川県	172,227	12.8	36,580	2.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、山海嘉之が創出したサイバニクス技術を駆使して、社会が直面する様々な課題を解決するため、革新技术(イノベーション技術)の創出と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開します。即ち、革新技术の研究開発と新産業創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成の3本柱を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業を目指しています。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、研究開発型企業として革新的製品の研究開発や臨床・実証研究及び各種認証取得を推進し、その製品の上市やサービス展開によって収益を確保することにより、持続的な成長を図ってまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

「テクノロジーは人や社会の役に立つてこそ意味がある」との理念のもと、HAL®に代表される「メイドインジャパンの最先端ロボット医療機器/最先端人支援機器/最先端医療機器」の研究開発・社会実装及び当該技術を核とした世界規模でのサービス産業を創出し、ひいては健康長寿社会及び重介護ゼロ®社会を実現する人支援産業(ロボット・ヘルスケア産業を含む)のリーディング企業として市場開拓・国際事業展開を行います。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループは、人・ロボット(機械)・情報系を融合複合した新しい研究領域であるサイバニクス技術を活用した革新的サイバニクスシステム(サイバニクスデバイス、サイバニクスインタフェースなど)により、社会が直面する様々な課題を解決することを目指し、研究開発から社会実装に至るまで一貫して推進しています。医療、福祉、生活(職場環境を含む)分野を対象として、人とロボット系と情報系を機能的に繋ぎ、物理的・情動的・生理的インタラクションを実現し、人や社会の役に立つ製品・サービスを開発・提供することを事業の目的としております。サイバニクス技術を駆使して開発したロボットスーツHAL®は、世界で初めてサイボーグ型ロボットとして実用化に成功しておりますが、HAL®をはじめとするサイバニクスシステムを世界規模での社会貢献に役立てるための当社グループの課題は、次のように考えております。

① 革新技術・新産業創出のための研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、「チャレンジ(挑戦)」「イノベーション(革新)」「グローバル」の3つのキーワードを柱とし、超高齢化社会を支えるイノベーション企業として「革新技術の創出」「新産業創出」を含む「社会実装」を実現し事業推進するための研究開発を複眼的に行っています。

当社グループは、国内の大学・研究機関、病院、行政機関、企業等と連携し、引き続き、最先端サイバニクス技術を駆使したサイバニクスシステム(サイバニクスデバイス、サイバニクスインタフェースなど)の研究開発・製品開発および医薬品や再生医療との複合療法などの研究開発を推進してまいります。

② 目的指向の事業推進を基軸とした人材育成

当社グループは、日本発の革新技術をグローバルに展開して新産業を創出するために、「目的指向の事業推進」を基軸としています。その担い手である当社グループの社員には、「出口指向の発想力」、自分の責任領域にこだわらない適応性・柔軟性、そして目標達成の観点から必要とあれば、たとえ異分野であってもその専門家となって推進する突出した能力が求められています。当社グループは、多種多様な分野において優れた知見と才能を持つ人材を集積し、研究開発から社会実装までをグローバルに一貫して推進する体制とすることにより、目的指向で事業を推進する人材の育成を図ってまいります。

③ EU主要各国での各種保険の収載

医療用HAL®(下肢タイプ)は、2013年6月にロボット治療機器として、EU市場へ医療機器を輸出するために必要なMDD(欧州医療機器指令)について、第三者認証機関であるTÜV Rheinlandより適合認証を取得しております。これにより、医療用HAL®(下肢タイプ)は、CEマーキングを表示することによって、EUの国別の規制を受けることなく、世界の医療機器市場の31%(※1)を占めるEU域内で自由に流通・販売させることができます。現在、EU最大の医療機器市場であるドイツにおいて、医療用HAL®(下肢タイプ)を活用したサイバニクス治療の治療費の全額が、公的労災保険に収載されており、さらに公的医療保険にも2015年10月に申請し、医療機器としてのロボットスーツHAL®の新市場が開拓される過程にあります。

EUにおいて医療用HAL®を活用したサイバニクス治療を、世界標準の医療として普及させるためには、EUの主要な国々における公的医療保険制度や民間医療保険において保険収載され、かつ、適切な保険点数を獲得する必要があります。当社グループは、スウェーデンのカロリンスカ研究所(ダンドリッド病院)とドイツのベルクマンズハイル大学病院においてHAL®の臨床試験を継続するとともに、EUの主要な国々での各種保険の早期かつ好条件での収載に向けて取り組んでまいります。

④ 米国での医療機器販売許可取得

当社グループがHAL®を世界の医療機器市場の39%(※1)を占める米国内で流通させるためには、医療機器としてFDA(米国食品医薬品局)の販売許可を取得する必要があります。2014年11月よりFDAに対する申請手続きを進めております。当社グループは、医療用HAL®の革新性に関して、他に類のない新しいロボット治療機器であることを識別可能な形式での承認に向け、FDAと協議を行っており、米国における各種保険適用等、承認取得後の事業展開を見据え、引き続き戦略的に推進してまいります。

⑤ 日本国内でのサイバニクス治療の適用拡大

世界の医療機器市場の9%（※1）を占める日本国内においては、医療用HAL®（両脚モデル）について、2015年11月25日に神経・筋難病疾患に対する「新医療機器」として厚生労働省より日本における製造販売承認を取得し、2016年9月からロボット治療として世界で初めて公的医療保険による治療が開始されております。当社グループは、引き続き、神経・筋難病疾患に対する中核医療拠点の形成を進めるとともに、サイバニクス治療の適用拡大に向けて脳卒中や脊髄疾患など他の疾患での臨床試験や治験を加速してまいります。脳卒中については、医療用HAL®（単脚モデル）を用いて、医療機器承認のための医師主導治験が2016年9月30日より開始されております。

⑥ 介護福祉ロボット事業の推進

現在、日本は超高齢化社会となり、65歳以上の高齢者が2015年10月1日現在約3,392万人（総人口の26.7%）、介護保険制度における要介護者または要支援者は2013年度末で約569.1万人（※2）となっており、年々増加傾向にあります。また、介護従事者は、2025年には、約250万人が必要とされると予測され（※3）、介護離職ゼロに向けた取り組みが喫緊の課題となっております。

当社グループは、引き続き、介護が必要な方の体に装着して立ち座りや歩行など自立を支援する福祉用の新バージョン開発や、介助者の腰の負担を軽減する介護支援用（腰タイプ）の更なる高機能化を進めてまいります。

⑦ 製品ラインナップの早期拡充

当社グループは「Society 5.0」及び「重介護ゼロ社会」の実現を目指して、1) 患者の身体機能改善・機能再生を目的とした医療用、2) 高齢者や体に障がいのある方の自立動作支援を目的とした福祉用、3) 介護や工場での重作業の負荷軽減を目的とした介護支援用・作業支援用の各分野を対象とするHAL®及びAIを搭載した搬送ロボットやクリーニングロボットの製品化を実現し、更なる高機能化を推進しております。また、病気を未然に防ぐための、手のひらサイズの動脈硬度・心電計であるバイタルセンサーなどの開発を行っています。当社グループは、製品ラインナップの早期拡充に向けて、新製品の開発を推進するとともに、現場ユーザーと協力して実運用フィールドからのフィードバックを図り、更なる高機能化に取り組んでまいります。

⑧ 経営管理体制の強化及び人材の育成

当社グループは、グローバル展開に対応するための経営管理体制の強化及び次世代の人材育成を進める必要があります。当社グループは、内部統制システムの強化が重要な課題と考えており、今後の事業拡大に合わせて、充分な経営管理体制を維持強化すべく、高度で幅広い専門知識や経験を有する次世代の人材の育成を進めてまいります。

出典

※1. Espicom Business Intelligence, “The World Markets Fact Book 2013”

※2. 内閣府「平成28年度版 高齢社会白書」

※3. 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。なお、当該記載事項は本書提出日現在における当社グループの認識を基礎とした記載であり、将来の環境変化等によって当該認識は変化する可能性があります。

1. 当社グループの事業遂行上のリスク

(1) 当社グループの事業が新しい事業領域であることについて

当社グループの主力製品であるHAL®は、当社の代表取締役社長山海嘉之が開発した世界初のサイボーグ型ロボットです（注1）。当社グループは、現状、ドイツと日本において医療用HAL®（下肢タイプ）を、国内においてHAL®福祉用（下肢タイプ）、HAL®単関節タイプ、HAL®介護・作業支援用（腰タイプ）等を事業展開しております。当社グループの技術は、医療・介護福祉分野、生活・重作業分野、エンターテインメント分野等さまざまな領域に活用できると考えておりますが、従来にない新しい事業領域であることによる不確実性が高く、市場が順調に成長する保証はなく、また当社グループ製品の市場への浸透が計画通りに進まないあるいは収益性を確保することができない場合等には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争について

当社グループは、HAL®を中心として、医療・介護福祉分野、生活・重作業分野への進出を計画しております。現在、国内外の企業により自律制御を用いた装着型ロボットの開発が行われていますが、人間の脳から発する生体電位信号を活用するサイバニク随意制御技術は当社グループ独自（注2）のものであり、差別化による当社グループ製品の優位な競争力は保たれていると認識しております。サイバニク随意制御技術の基本特許をはじめとするHAL®の知的財産については、当社グループと国立大学法人筑波大学が特許を共同保有しております。当社グループは、この全ての特許権を独占的に使用する専用実施権を設定しており、人間装着型ロボットの市場における強みと考えておりますが、国内外の様々な企業が人間装着型のロボットの研究や実用化を進めており、また、巨大なテクノロジー企業を含む多数の企業が商業用ロボットの分野に新規参入するなど、当社グループを取り巻く競争環境は変化しており、競合他社が当社グループと比べて、資本、人材、コスト構造の効率性、ブランド、製品の多様性等の点において、より競争優位性を有する可能性があります。HAL®のような先進的技術を用いた製品の開発、実証試験、安全規格認証や医療機器認証の取得及び保険適用等を含む商用化には多大な時間と費用を要する一方で、これが成功する保証はありません。上記のような事業環境において、他社が当社グループの製品よりも新しい技術やより有用な製品の開発に成功した場合には、当社グループの製品の優位な競争力が持続できず、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（注1、2）人とロボットを機能的に融合・一体化させるサイバニクシステムであるHAL®は、装着する人間の身体機能を改善・補助・拡張・再生させる世界初の技術であり、当該技術が国際的なプラットフォームとなるよう配慮し多数の知財を取得しております。基本特許として下記の登録があります。

出願番号／登録番号	発明の名称
特願 2004-068790／特許第4200492号 （出願日 2004. 3. 11）	装着式動作補助装置 発明者：山海嘉之
特願 2004-040168／特許第4178185号 （出願日 2004. 2. 17）	装着式動作補助装置、装着式動作補助装置における駆動源の制御方法、及びプログラム 発明者：山海嘉之
特願 2004-045354／特許第4178186号 （出願日 2004. 2. 20）	装着式動作補助装置、装着式動作補助装置の制御方法及び制御用プログラム 発明者：山海嘉之
特願 2005-018295／特許第4178187号 （出願日 2005. 1. 26）	装着式動作補助装置及び制御用プログラム 発明者：山海嘉之

(3) 会社組織に関するリスク

当社は、2004年6月24日に設立されましたが、下記のようなベンチャー企業特有の課題があると認識しております。

- ① 経営面及び新技術の開発において創業者である代表取締役社長山海嘉之に多くを依存しております。今後何らかの要因により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 優秀な研究開発人材を多数有しておりますが、当社グループが必要とする優秀な人材が退職した場合には、当社グループ製品開発のスピードに影響を及ぼす可能性があります。
- ③ 今後は事業の拡大に伴い、営業・生産・管理部門の人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、優秀な人員の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進まなかった場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定製品への依存リスク

当社グループの主力製品はHAL®であり、2017年3月期において、それに関連する売上高は当社グループの売上高の大半を占めています。今後につきましても、当面の間HAL®が収益源になると予測しておりますが、米国における医療機器承認の遅れや、各国の法規制、医療政策、医療保険などの保険制度の整備の遅れ等が生じた場合には、当社グループの事業及び収益性に影響を及ぼす可能性があります。これらの要因に加え、HAL®の使用またはこれに関連した訴訟等の提起、HAL®に代替する新規技術や技術革新、より競争力のある同種製品の発表、関連する法規制等の変更、筑波大学との間のHAL®に関する特許権の独占的に使用する専用実施権の付与に関する関係の変化等、何らかの要因により、HAL®の持続的な市場拡大が見込めなくなった場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医療機器承認について

HAL®を中心とした当社グループの製品について、医療機器として販売するためには、各国又は地域における法規制に基づき、一定の治験・審査等を経た上で当局の承認を得ることが必要になります。当社グループは、EUと日本においてHAL®につき医療機器としての承認を得ておりますが、それ以外の国又は地域において、HAL®又はその他の当社グループ製品について医療機器としての承認を受けられる予めの保証はなく、また承認を受けられるとしてもその時期は各国・地域毎に異なる可能性があります。また、承認後に当該国又は地域における法規制や制度に変更等が生じた場合には、既に得られた承認が更新できるとは限らず、また取り消される可能性もあります。このような場合において、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保険収載について

当社グループは、HAL®を中心とした当社グループ製品を使用したサイバニクス治療が多く国又は地域で公的及び民間の医療保険に収載され、これによりHAL®を中心とした当社グループ製品を使用した治療に対し、公的保険機関又は民間保険会社等からの保険金の支払いを受けることができることが、治療が普及・浸透するための重要な要素であり、当社グループの事業展開における大きな課題であると認識しております。しかしながら、保険制度は各国又は地域により異なる場合があるほか、保険収載に際して適用疾患の範囲や保険金支払いの程度等は各国又は地域の公的保険機関や民間保険会社等によりそれぞれ決定されるため、その状況如何によって当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 提携、買収等について

当社グループは、特許権等の知的財産や事業の買収、国内外企業とのジョイントベンチャーや戦略的業務提携を行っていくことが、当社グループの事業展開を加速するための大きな課題であると認識しており、今後も積極的に検討してまいります。しかしながら、買収又は提携等を行うに際して、買収又は提携による効果を事前に完全に予測することは困難であり、かかる買収又は提携等が円滑に行われる保証はありません。買収した知的財産や事業、ジョイントベンチャーや戦略的業務提携が、当初見込み通りの期間で予想どおりの効果を得られるという保証はなく、買収又は提携等による効果を当社グループが適切に活用できない可能性があります。これらの事情により、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) EUにおける事業化に関するリスク

- ① 当社グループのHAL®は、2013年6月にロボット医療機器として世界で初めて、EU市場へ医療機器を輸出するために必要なEUの法規制への適合を証するMDD（欧州医療機器指令）のクラスIIaを、世界有数の第三者認証機関であるTÜV Rheinlandより認証取得し、医療機器としてのCEマーキングを取得しております。この認証は当社グループがEUにおいてHAL®の事業活動を行う上で重要であります。しかしながら、HAL®がMDD（欧州医療機器指令）やISO13485（医療機器の品質マネジメントシステムの国際規格）等の要求事項を満たさないことが確認された場合には、CEマーキングを取り消す等の可能性があり、これにより当社グループのEU市場での事業展開に支障が生じた場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 当社グループは、2013年8月よりドイツにおいて事業を開始しました。当社グループのドイツにおける事業展開においては、DGUVが労災保険適用を認めることにより、公的労災保険適用者に対しBG RCIから利用料の全額が労災保険として支払われるスキームとなっています。現時点において、当社グループは、BG RCIをビジネスパートナーとし、公的労災保険適用者を中心に治療の提供をしており、今後更にBG RCI系列の病院を中心としてドイツでの事業展開を進め、その後EU全域への事業展開を計画しております。しかし今後、ビジネスパートナーであるBG RCIの方針変更等により、BG RCI系列の病院への事業展開の計画変更を余儀なくされる等の事象が起きた場合には、ドイツでの事業展開のみでなく、EUにおける将来の事業展開に影響を及ぼす恐れがあります。その場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外事業全般に関するリスク

当社グループは、事業地域を海外においても拡大していくことを企図しておりますが、海外事業の運営において下記のようなリスクがあると認識しており、これらのリスクは当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

- ・政治状況、経済状況等の地政学リスク
- ・法制度、税制等が変更されるリスク
- ・商習慣等が異なるリスク
- ・大規模なストライキ等、労働環境が混乱するリスク
- ・文化的な違い等による、現地採用人材、事業運営等の管理が困難となるリスク
- ・日本への送金等が困難となるリスク
- ・為替に関するリスク

(10) 製品の不具合による顧客の損失について

当社グループは、ISO13485（医療機器の品質マネジメントの国際標準規格）に基づいて製品品質の更なる向上に継続的に取り組んでいますが、将来にわたって製品に欠陥がなく、製造物賠償責任請求及びリコール等に伴う費用が発生しないという保証はありません。万が一、製品の欠陥により損害が生じた場合は、製造物責任請求についてはその全部又は一部について製造物責任（PL）保険の対象となりますが、当社グループ及び製品の社会的信用が低下することにより、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

- ① 当社グループのHAL®は人間の生体電位信号を活用する独自の技術を利用するものですが、HAL®に利用されるこのような技術について、当社単独保有の特許を除き、原則として全ての国内特許は当社と筑波大学の共同保有となっております。さらに、当社グループは筑波大学と特許権に関する独占的実施許諾契約を締結することで特許技術の利用を行っております。この契約は当社グループが事業活動を行う上で重要な事項であり、許諾を受けた知的財産権の権利期間の満了日まで効力を有するものの、本契約に違反した場合、合併や重要資産の買収がなされた場合や当社事業の重要部分が譲渡された場合など何らかの理由によりこの契約の継続が困難となった場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 当社グループの事業に関連した特許権等の知的財産権について、現時点において、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はなく、当社グループの事業に関し他者が保有する特許権への侵害等の知的財産権侵害に関する問題の発生により、当社グループの事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続して行っていくことで知的財産権侵害問題の発生を回避するよう努めております。しかしながら、当社グループのような研究開発型の企業にとって、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後、当社グループが第三者との間の法的紛争等に巻き込まれた場合、弁護士や弁理士と協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針であります。当該第三者の主張の適否にかかわらず、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があり、また、当社グループの技術に関しては、細心の注意を払って管理しておりますが、第三者が当社グループの技術を侵害した場合であっても、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社グループの事業戦略、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的なリスクについて

当社グループの事業は、以下の事項を含め、各国又は地域における各種法令、規則その他の規制の適用を受けており、これらの法規制等による制約に服しております。例えば、当社グループの様々な事業活動において、国内外を問わず、当社グループが関与する技術・製品・サービス等についての知的財産権や製造物責任、また薬事、商取引、輸出入規制、関税を含む税務、贈賄や腐敗防止に関する法規制、競争法、労働法、消費者関連法、個人情報保護法、環境法、外為法その他事業に関連して様々な法規制等の適用を受けており、またこれらの法規制等や慣行を巡って予期しない課題が提起される場合があります。特に、当社グループが現在取り扱っている製品の一部は、日本では薬機法により定められた医療機器として厚生労働省による製造販売承認を取得しており、日本とEU以外の各国又は地域においても同様の規制当局による承認等が必要であるとともに監督当局による監督に服します。この承認審査は、製品の有効性、安全性等の確認を目的として行われるものであり、審査の結果、製造の承認が取得できなかつたり、承認の時期が遅れたりする可能性があります。さらに、承認の取得後、製品を販売している間においても、当該製品の有効性、安全性に問題が生じた場合には、承認が取り消されることもあります。上記のほか、当社グループが、当社グループの事業に適用のある法規制等に違反した場合、民事、行政、刑事上の制裁を課される可能性があり、また当社グループの社会的信用に影響する可能性があります。これらの場合には当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報に関するリスク

当社グループではHAL®の利用者の個人情報を取得しております。当社グループでは、当該情報に接することができる者を制限するとともに、全役職員との間で守秘義務契約書を締結しております。また、当社グループは、個人情報保護規程を制定するとともに、個人情報保護管理者を任命する等、個人情報の管理には十分留意し、現在まで顧客情報の流出等による問題は発生しておりません。しかしながら、今後、顧客情報の流出等の問題が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの社会的信用の低下等により、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 平和倫理委員会について

当社グループは、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止するため、平和倫理委員会を設置しております。平和倫理委員会は、代表取締役社長及び全ての社外役員により構成され、審議事項の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって行うものとしており、当社グループの企業行動規範で定める「医療、介護福祉、災害復旧」の事業領域に含まれないおそれがある事業領域へ参入する際に、その参入により、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用される可能性の有無について審議・検証し、判定の結果を取締役会へ報告します。

この平和倫理委員会の審議・検証の結果が、短期的には当社グループの業績向上に必ずしも資さない可能性があります。

2. 大学教授兼任に関するリスク

(1) 筑波大学教授等の兼任について

当社代表取締役社長である山海嘉之は筑波大学の教授職並びに内閣府の革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」）のプログラム・マネージャー（以下「PM」）を兼業しております。当該兼業に伴う①代表取締役社長及び大学教授並びにImPACTのPMを兼ねていることによる当社グループと筑波大学並びに内閣府のImPACTの実施機関である科学技術振興機構（以下「JST」）との間における利益相反防止体制、②代表取締役社長兼務への支障の有無については、それぞれ以下の通りです。

① 利益相反防止体制

大学並びにJSTとの取引や共同研究契約の締結など利益相反に係る意思決定は全て取締役会決議を行っており、当該決議に際しては、山海嘉之を含む筑波大学関係者を除いた取締役5名（うち社外取締役3名）並びにJST関係者である山海嘉之を除いた取締役6名（うち社外取締役3名）によって意思決定を行うことにより、利益相反を防止する体制を構築しております。更に監査役監査にて利益相反に係る事項を日々モニタリングし、取締役会で報告する体制を構築しております。

② 代表取締役社長業務への支障の有無

サイバニクス研究にかかる当社グループと筑波大学並びに内閣府ImPACTでの業務は一体的且つ不可分でありますが、純粋な筑波大学職員としての職務（授業、大学教授としての学内会議への出席等）並びにImPACTのPMとしての職務（企画・マネジメント等）の当社代表取締役社長固有の業務（取締役会出席、稟議決裁、投資家対応等）への影響は限定的であり、代表取締役社長としての職務執行が十分に可能な状態にあります。

しかしながら、山海嘉之が当社代表取締役社長としての立場よりも大学教授並びにImPACTのPMの立場を優先した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 先端機器事業全般に関する事項

(1) 開発事業全般に関するリスク

先端技術開発の分野では、世界各国の企業が技術革新の質とスピードを競い合っております。また、先端ロボットの基礎研究、開発から製造及び販売に至る過程では、各国における諸規制に従ってこれを推進していくことから、長期間にわたり多額の資金を投入することになります。このため、研究開発には多くの不確実性が伴い、当社グループの現在及び将来における開発品についてもこのようなリスクが内在しております。また、当社グループは、事業計画に基づき、事業領域（各種疾病・介護等）を拡大していき、各国における各種保険収載に向けて事業を展開してまいりますが、事業領域が計画通り拡大する保証はなく、また適用された保険制度が将来的に見直されたり、保険の対象範囲や保険金支払いの程度が変更されたりするリスクが存在しております。このようなリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規開発品の創出に関するリスク

当社グループは、筑波大学を中心に研究機関と共同研究を行うことで、新規開発品の探索及び創出を図っており、既に事業化されているHAL®下肢タイプ（福祉用・医療用）や単関節タイプ及び腰タイプ（作業支援用・介護支援用）に加えて、複数の新規開発製品をリリースすることを重要な事業戦略としております。

しかしながら、これらの新規開発品の探索及び創出が確実にできる保証はありません。このため、何らかの理由により、新規開発品の探索及び創出活動に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 研究開発に内在する進捗遅延に関するリスク

当社グループは、研究開発型企業グループとして筑波大学との共同研究関係を中心として外部との協力関係を構築することで効率的な研究開発の推進を図っております。しかしながら、研究開発活動が計画通り進む保証はなく、当初計画したとおりの研究開発による結果が得られない場合、各種試験の開始又は完了に遅延が生じた場合あるいは医療機器としての製造販売承認の取得が遅れる又は制限される可能性などは否定できません。当社グループは、このような事態を極力回避すべく、各開発品の進捗管理及び評価を適時に行い、各開発品の優先順位付け、投下する経営資源の強弱の変更あるいは一時中断の決定などの対応を図っております。このように、当社グループは研究開発費が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. B種類株式の導入について

(1) 本スキームの概要

当社グループは、「テクノロジーは人や社会に役立ってこそ意味がある」という理念のもとで、HAL®を中心とした先進技術を平和的な目的の場で活用しており、人の身体能力を改善・補助・拡張・再生するサイバニクス技術を平和目的に利用することは、到来した超高齢社会のニーズと合致し、当社グループの長期的な企業価値の向上に繋がるものであります。一方で、当該技術は、人の殺傷や兵器利用を目的とした軍事産業への転用など、平和的な目的以外の目的で利用される可能性があります。そこで、当社は、資本市場から資金調達を行いつつ、先進技術の平和的な目的での利用を確保するため、上場する普通株式とは異なる種類のB種類株式を発行しております（当社のB種類株式を用いたスキームを、以下「本スキーム」といいます。）。

当社グループの将来ビジョンである、少子化・超高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。当社代表取締役社長である山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とする本スキームは、株主共同利益の観点で必要性の高いスキームであると認識しています。

具体的には、当社は、上場する普通株式と比較して、剰余金の配当及び残余財産の分配については同一の権利を有しますが、単元株式数について異なるB種類株式を設けております。普通株式の単元株式数を100株とし、B種類株式の単元株式数を10株とすることにより、B種類株式を有する株主（以下「B種類株主」といいます。）が有する議決権の数は、同数の普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に比べて、10倍となります。B種類株主は、山海嘉之、山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団（以下「本財団法人」と総称します。）のみであり、山海嘉之は、当連結会計年度末時点において普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%となります。

普通株式及びB種類株式並びに本スキームの概要は、以下の通りです。

(i) 株式の概要

	普通株式	B種類株式
剰余金の配当・残余財産の分配	同順位・同額	
単元株式数	100株 (100株につき1個の議決権)	10株 (10株につき1個の議決権)
譲渡制限	制限なし	取締役会の承認が必要 (B種類株主間の譲渡には不要)
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め	あり	なし
取得請求権	なし	あり (B種類株式1株を普通株式1株に転換)
取得条項	なし	あり (B種類株式1株につき普通株式1株を交付)
株式の分割・株式の併合等	同時・同一の割合	
上場	上場	非上場

(ii) 単元株式数の相違

普通株式とB種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配は同順位かつ同額で受領する権利を有しますが、単元株式数については、普通株式は100株、B種類株式は10株と異なります。これにより、例えば、B種類株式100株を有するB種類株主は株主総会において10個の議決権を有するのに対し、同数（100株）の普通株式を有する普通株主は株主総会において1個の議決権を有することとなり、B種類株主は、普通株主に比べて同数の株式につき10倍の議決権を有することとなります。なお、当連結会計年度末時点における当社の普通株式の発行済株式の数は137,347,609株、B種類株式の発行済株式の数は77,700,000株であり、山海嘉之は、普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%を有するため、取締役の選任及び組織再編を含む株主総会の決議事項を自らの議決権行使により可決させることができます。

(iii) B種類株主の変更を抑制するための仕組み

B種類株式は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために発行されたものです。そこで、B種類株式が本書提出日におけるB種類株主又は当社以外の者に譲渡されることを防止するため、定款上、①B種類株主以外の者がB種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨、及び、②B種類株主以外の者によるB種類株式の取得について譲渡承認請求（会社法第136条又は第137条に定める承認の請求をいいます。）がなされた場合及びB種類株主が死亡した日から90日が経過した場合（ただし、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）には、当該請求がなされたB種類株式又は当該死亡したB種類株主が有していたB種類株式の全部を普通株式に転換（当社がB種類株式を取得し、B種類株式1株と引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することをいいます。以下同じです。）する旨が定められています。

本書提出日における当社のB種類株主は、山海嘉之及び本財団法人であり、それぞれが有するB種類株式は、山海嘉之が77,696,000株、本財団法人が4,000株です。山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しております。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

なお、B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社グループの企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するに当たり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(iv) ブレークスルー条項

当社は、極めて小さい出資割合で会社を支配するような状況が生じた場合には本スキームの解消が可能となるようにするため、当社の発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨のブレークスルー条項（注）を定款に定めております。

（注）「ブレークスルー条項」とは、発行済株式総数のうち一定割合の株式を取得した者が現れた場合にスキームを解消させる条項をいいます。

(v) サンセット条項

B種類株式は、上記（iii）のとおり、山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡し、本財団法人はB種類株式を継続して保有する予定であり、本スキームは、当社グループの先端的なロボット技術の開発を行った山海嘉之が当社の取締役を退任し、又は死亡した後も継続することが予定されています。しかし、山海嘉之が取締役を退任した後も本財団法人がB種類株主として当社議決権を行使することが、普通株主を含む当社株主の意思と合致しない可能性があるため、山海嘉之が取締役を退任（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）した場合は、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、また直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に普通株式及びB種類株主全体の意思を確認するための株主意思確認手続を実施することとしております。具体的には、B種類株式の単元株式数を100株とみなして計算される普通株主及びB種類株主の議決権の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が賛成した場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨のサンセット条項（注）を定款に定めております。

（注）「サンセット条項」とは、議決権種類株式導入の目的が終了した場合又はこれらの事由が生じたとみなすことのできる場合に、スキームを解消させる条項をいいます。

(vi) 普通株主を構成員とする種類株主総会の排除

当社は、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めております。

但し、種類株主総会を排除しても普通株主が不当に害されないようにするため、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のうち、①株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式及び新株予約権の株主割当、株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除きます。）並びに単元株式数の変更については、同時に同一の割合で（株式移転については同一の割合で）行う旨を定款に定めており、また、②当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限ります。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合には、B種類株式の全部を普通株式に転換する旨の取得条項を定款に定めております。

(2) 本スキームのリスク

B種類株式は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために発行されたものですが、本スキーム導入により想定されるリスクには、以下のものが含まれます。これらのリスクが顕在化した場合、当社の普通株式を保有する株主の権利や利益に影響を及ぼす可能性があります。

① B種類株主の議決権行使による強い影響力に関するリスク

当連結会計年度末において、山海嘉之は、普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の約38%にあたる普通株式3,042,000株及びB種類株式77,696,000株を有し、その有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の約85%を有することとなり、当社の事業運営に強い影響力を有することとなります。これにより、普通株主による議決権行使による当社に対する影響力は限定的となります。また、B種類株主の議決権行使は、特に当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保するために行使される場合、普通株主の利益と相反する可能性があります。

② 当社株式の買付けを妨げるリスク

本スキームの導入により、B種類株主は、普通株主に比べて同数の株式につき10倍の議決権を有することとなり、より少ない数のB種類株式でより多くの議決権を有することが可能です。当社定款にはブレイクスルー条項及びサンセット条項が定められていますが、ブレイクスルー条項及びサンセット条項によりB種類株式の全部が普通株式に転換するのは、それぞれ、公開買付者が普通株式及びB種類株式の発行済株式総数の4分の3以上を所有することとなった場合及び株主意思確認手続（上記(1)(v)に記載)において3分の2以上の多数の株主が普通株式への転換に賛成した場合に限られます。よって、本スキームは、普通株主にとって利益となるような当社株式の買付けを妨げる可能性があります。

③ 普通株式を構成員とする種類株主総会の排除に関するリスク

当社は、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合（法令又は定款に別段の定めがある場合を除きます。）であっても、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要せず当該行為を行うことができるため、普通株主の意思が当社の意思決定に反映されない可能性があります。

④ B種類株式の転換に関するリスク

B種類株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付されているため、今後、B種類株式が普通株式に転換することにより、上場している普通株式の発行済株式の数が増加し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

5. その他のリスク

(1) 配当政策について

当社は、創業以来配当を実施しておらず、本書提出日現在においても、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。当面は早期の黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。しかしながら、利益計画が想定通りに進捗せず、今後も安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(2) 資金繰り及び資金調達等に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上され、継続的な営業損失が生じております。今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資、設備投資及びM&A等の資金需要の増加が予想されます。今後も継続的に財務基盤の強化を図ってまいります。が、収益確保または資金調達の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社グループは、これまで研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。当社グループは、早期の黒字化を目指しており、その後も安定的な利益計上による強固な財務基盤の確立を目指しておりますが、当社グループの事業が計画通り進展せず、マイナスの繰越利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは研究開発型企業として先行的に開発投資を行ってきたため、本書提出日現在において、税務上の繰越欠損金を有しております。今後の税制改正により欠損金の繰越控除制度が見直され、欠損金の繰越控除制限が強化された場合、研究開発に投下した資本の一部を回収する機会を喪失する等、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替相場の変動について

当社グループの連結決算においては、海外グループ会社決算を現地通貨から邦貨換算して当社の連結財務諸表に反映するため、為替変動による影響を受けるリスクがあります。従いまして、今後、大幅な為替変動が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 特許等の独占的实施許諾に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 筑波大学	茨城県つくば市	2012年 3月14日	契約締結日から許諾特 許の最終特許期間満了 日まで	ロボットスーツの製品に関する許諾特 許及び本技術を実施する独占的实施権

(注) 1. 特許経費として許諾特許維持のために必要な経費を負担することになっています。

2. 実施料として正味販売価格の3%に相当する金額を支払うことになっています。

(2) 共同研究契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 筑波大学	茨城県つくば市	2011年 4月1日	2011年4月1日から 2018年3月31日まで	ロボットスーツを始めとするサイバニ クス分野に属する技術の実用化、高機 能化に関する研究開発

(3) 会社設立及び運営に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
Berufsgenossenschaft Rohstoffe und chemische Industrie (BG RCI)	Kurfürsten- Anlage 62, 69115 Heidelberg, Germany	2013年 8月12日	2013年8月12日から 2015年12月31日まで (以降自動継続)	Cyberdyne Care Robotics GmbH の設 立及び運営方法

6 【研究開発活動】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動を記載しておりません。

当社グループは研究開発型のテクノロジー企業として、設立以来、サイバニクス技術を用いて人や社会の役に立つ製品・サービスを研究・開発しており、当連結会計年度の研究開発費の総額は902,867千円と、販売費及び一般管理費全体の40.1%であり大きな割合を占めています。当社グループの製品やサービスの研究開発については、共同研究先の筑波大学の研究成果を活用することで、HAL®福祉用はパーソナルケアロボットの国際安全規格（ISO／DIS13482）の認証を世界で初めて取得し、HAL®医療用はロボット治療機器として世界で初めてEUにおける医療機器の認証（CEマーキング）を取得し、また日本では厚生労働省より医療機器として製造販売承認を取得し、世界で初めて公的医療保険の適用が認められました。さらにHAL®作業支援用（腰タイプ）とHAL®介護支援用（腰タイプ）は作業支援用装着型ロボットとして世界で初めてパーソナルケアロボットの国際安全規格（ISO13482）を取得しております。今後とも受託研究や補助金等の公的資金も有効活用しながら研究開発活動を加速してまいります。

人支援技術の研究開発

研究開発に関しては、社会が直面する少子・超高齢化に伴う様々な課題に対処できる技術開発として、サイバニクス技術を駆使して、(1)次世代サイバニクス技術、(2)ロボット医療技術、(3)生活支援ロボット技術までを広く包括できる人支援技術を研究開発しております。基礎研究レベルから社会実装に至るまでの人とロボットと情報系が融合複合したトータルシステムの研究開発に注力しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は主に医療用HAL®やHAL®介護支援用（腰タイプ）の導入台数の増加により1,649,940千円（前年同期比30.4%増加）を計上した結果、売上総利益は1,078,953千円（同24.9%増加）と増加しました。

研究開発費はJST（国立研究開発法人科学技術振興機構）の革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）における「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックスシステム」の受託研究事業などにより902,867千円（同9.9%減少）を計上し、その他の販売費及び一般管理費は主に転換社債の権利行使による株式転換に伴う事業税（資本割）等の租税公課の増加などにより1,348,201千円（同16.8%増加）を計上した結果、営業損失は1,172,115千円と120,016千円の改善となっております。

営業外収益につきましては、福島県の次世代型多目的ロボット化生産拠点新設等に伴う助成金収入等の増加により1,242,386千円（同76.0%増加）と大幅に増加する一方で、営業外費用につきましては、転換社債の権利行使による株式転換に伴う一時費用である株式交付費96,231千円の発生及び福島県の次世代型多目的ロボット化生産拠点新設等に伴う固定資産圧縮損の増加により852,923千円（同589.7%増加）を計上することにより、経常損失は782,653千円を計上しました。

また、法人税等6,417千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は789,332千円を計上しています。

(3) 財政状態の分析

① 資産

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度比686,203千円減少し、46,848,267千円となりました。これは主として、現金及び預金が4,083,064千円、有価証券が2,500,386千円減少し、建設仮勘定が5,303,887千円増加したこと等によるものです。

② 負債

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末比19,848,415千円減少し、622,120千円となりました。これは主として転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式転換によるものです。

③ 純資産

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末比19,162,212千円増加し、46,226,147千円となりました。これは主として転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式転換によるものです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

本書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 戦略的現状と見通し

医療分野におきましては、HAL®医療用（下肢タイプ）の日本での公的医療保険の対象疾患の適用拡大やドイツでの公的医療保険収載及び米国での医療機器承認を推進すると共に、新タイプの製品開発や国内外での臨床試験や治験の強化に努めてまいります。

非医療分野におきましては、HAL®作業支援用（腰タイプ）やHAL®介護支援用（腰タイプ）、HAL®単関節タイプや搬送・クリーニングロボットの普及に向けて製造・販売体制の強化に努めてまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比5,083,237千円減少し13,375,733千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、575,438千円の資金流入（前連結会計年度は258,282千円の資金流出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失782,914千円を計上、たな卸資産の増加による資金流出76,919千円したものの、固定資産圧縮損を741,755千円計上、減価償却費を341,191千円計上、株式交付費を96,231千円計上したこと及び未収入金の減少による資金流入224,026千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、5,547,807千円の資金流出（前連結会計年度は482,675千円の資金流出）となりました。これは主に、有形固定資産取得による支出6,596,919千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に株式交付費の支払による資金流出88,131千円により、109,807千円の資金流出（前連結会計年度は21,185千円の資金流出）となりました。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、社会貢献を前提として企業価値を最大限に高めるべく努めております。具体的には本書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の概要を記載しておりません。

設備投資については、管理機能の強化、研究開発機能の充実などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は6,610,490千円であり、その主なものは、茨城県つくば市学園の森の土地等取得のための代金の一部支払いであります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （名）
		建物 及び構築物	土地	賃貸用資産	その他	合計	
本社及び事業所等	事務所及び研究 開発施設、展示 施設	976,913	3,118,558	478,056	6,273,722	10,847,252	61 [61]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計であります。

4. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（契約社員及びパート）の年間の平均人員であります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 （千円）	既支払額 （千円）			
提出会社	茨城県つくば市	土地	6,615,803	5,954,271	自己資金	2016年5月	2019年3月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	618,300,000
B種類株式	77,700,000
計	696,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2017年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2017年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	137,347,609	137,347,609	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
B種類株式	77,700,000	77,700,000	非上場	単元株式数は10株であります。
計	215,047,609	215,047,609	—	—

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(iii) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株式総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

- ③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権（但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部（当会社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1) 山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2) 直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。

- b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

- ① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者（他のB種類株主を除く。）に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
- ② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合、当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）

(vii) 株式の分割、株式の併合等

- ① 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。
- ② 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③ 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ④ 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- ⑤ 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- ⑥ 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- ⑦ 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び本財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

3. 山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しているとのことです。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社グループの企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するに当たり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(2) 【新株予約権等の状況】

① CYBERDYNE株式会社2015年第1回ストックオプション

2015年7月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数(個)	78(注) 1	78(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,800(注) 1	7,800(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,806(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月29日～ 2025年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,806 資本組入額 903	同左
新株予約権の行使条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、(注) 2. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,806円とする。ただし、行使価額は次に定める調整に服する。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- (ii) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- (iii) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約文は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

② CYBERDYNE株式会社 2016年第1回無償ストックオプション

2016年5月24日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数(個)	46(注) 1	46(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,600(注) 1	4,600(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,060(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2018年5月25日～ 2026年5月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,060 資本組入額 1,530	同左
新株予約権の行使条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、(注) 2. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,060円とする。ただし、行使価額は下記に定める調整に服する。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

- (ii) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- (iii) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

③ CYBERDYNE株式会社 2016年第2回新株予約権（有償ストック・オプション）

2016年7月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数（個）	477	477
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,700（注）2	47,700（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 2,355（注）3	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～ 2021年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,357 資本組入額 1,179	同左
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、2017年3月期または2018年3月期において、下記①及び②に掲げる条件を満たしている場合に限る、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日が属する月の翌月1日から行使することができる。 ① 売上高が3,000百万円を超過すること ② 経常利益が黒字化すること （注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 本新株予約権1個あたりの発行価額は、200円とする。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,355円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 上記「新株予約権の行使の条件」における売上高及び経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。）における売上高及び経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人の内1名が、当該新株予約権者の保有する新株予約権の全部を承継した場合（以下、当該相続人を「権利承継者」という。）に限り、権利承継者は本新株予約権を行使することができる。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」及び（注）4. に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2017年1月1日から 2017年3月31日まで)	第13期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	2,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	11,771,609
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	1,699
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	2,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	11,771,609
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	1,699
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2013年10月23日 (注) 1.	(旧) 普通株式 △5,161 (旧) A種類株式 △25,667 (旧) B種類株式 30,828	普通株式 44,106 B種類株式 42,901	—	3,349,075	—	3,285,075
2013年10月25日 (注) 2.	普通株式 8,777,094 B種類株式 8,537,299	普通株式 8,821,200 B種類株式 8,580,200	—	3,349,075	—	3,285,075
2014年1月27日 (注) 3.	普通株式 810,200	普通株式 9,631,400 B種類株式 8,580,200	—	3,349,075	—	3,285,075
2014年1月28日 (注) 4.	B種類株式 △810,200	普通株式 9,631,400 B種類株式 7,770,000	—	3,349,075	—	3,285,075
2014年3月25日 (注) 5.	普通株式 1,222,000	普通株式 10,853,400 B種類株式 7,770,000	2,079,844	5,428,919	2,079,844	5,364,919
2014年4月23日 (注) 6.	普通株式 304,200	普通株式 11,157,600 B種類株式 7,770,000	517,748	5,946,667	517,748	5,882,667
2014年8月1日 (注) 7.	普通株式 44,630,400 B種類株式 31,080,000	普通株式 55,788,000 B種類株式 38,850,000	—	5,946,667	—	5,882,667
2014年12月12日 (注) 8.	普通株式 7,000,000	普通株式 62,788,000 B種類株式 38,850,000	10,565,100	16,511,767	10,565,100	16,447,767
2015年8月1日 (注) 9.	普通株式 62,788,000 B種類株式 38,850,000	普通株式 125,576,000 B種類株式 77,700,000	—	16,511,767	—	16,447,767
2016年4月1日～ 2016年6月6日 (注) 10.	普通株式 11,771,609	普通株式 137,347,609 B種類株式 77,700,000	10,232,113	26,743,881	10,232,113	26,679,881

- (注) 1. 当社は、株主総会及び各種類株主総会その他所要の手続きを経て、2013年10月23日付で、(旧) B種類株式を(旧) A種類株式に変更した上で、かかる(旧) A種類株式の内容を変更して新たに普通株式として、さらに、従前の(旧) 普通株式の内容を変更して新たにB種類株式といたしました。また、山海嘉之、山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団以外の新たなB種類株式の株主は、B種類株式6,366株の取得請求権を行使し、同数の新たな普通株式の発行を受けました。さらに、当社は、同日開催の取締役会決議により、取得したB種類株式6,366株の消却を行いました。
2. 当社は、2013年9月30日開催の取締役会決議により、2013年10月25日付で、普通株式及びB種類株式双方について1株を200株に分割いたしました。これにより株式数は普通株式が8,777,094株、B種類株式が8,537,299株増加し、発行済株式総数はそれぞれ8,821,200株及び8,580,200株となっております。また、当社は、2013年10月23日付で、単元株制度導入に係る定款変更を行い、普通株式の単元株式数を100株、B種類株式の単元株式数を10株といたしました。
3. 山海嘉之は、2014年1月27日に、その所有するB種類株式810,200株について取得請求権の行使を行い、同数の普通株式の発行を受けました。
4. 当社は、2014年1月28日開催の取締役会決議により、自己株式であるB種類株式810,200株の消却を行いました。
5. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）であり、発行価格3,700円、引受価格3,404円、資本組入額は1,702円です。
6. 2014年4月23日に、有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式総数が普通株式304,200株、資本金が517,748千円及び資本準備金が517,748千円増加しております。
7. 2014年7月31日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。これにより株式数は普通株式が44,630,400株、B種類株式が31,080,000株増加し、発行済株式総数はそれぞれ55,788,000株及び38,850,000株となっております。
8. 2014年12月12日を払込期日とする海外市場における募集による新株発行により、普通株式の発行済株式総数は7,000,000株、資本金が10,565,100千円及び資本準備金が10,565,100千円増加しております。
9. 2015年7月31日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。これにより株式数は普通株式が62,788,000株、B種類株式が38,850,000株増加し、発行済株式総数はそれぞれ125,576,000株及び77,700,000株となっております。
10. 2016年4月1日から2016年6月6日までの間に、2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の行使により、発行済株式総数が11,771,609株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,232,113千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

2017年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	22	66	531	372	93	84, 881	85, 965	－
所有株式数（単元）	－	97, 306	45, 532	401, 086	233, 696	1, 260	594, 275	1, 373, 155	32, 109
所有株式数の割合（％）	－	7. 09	3. 31	29. 21	17. 02	0. 09	43. 28	100	－

(注) 1. 山海嘉之は普通株式及びB種類株式を保有しております。

2. 自己株式138株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。

B種類株式

2017年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数10株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	400	－	－	7,769,600	7,770,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	0.01	－	－	99.99	100	－

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

2017年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	80,738,000	37.54
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	37,690,000	17.53
GCAS BANA LONDON US CLIENT (常任 代理人 メリルリンチ日本証券株式 会社)	2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	3,726,000	1.73
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,580,500	1.66
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常 任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANSISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,943,600	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,669,700	1.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,733,500	0.81
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,635,500	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,263,100	0.59
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1)	841,713	0.39
計	—	136,821,613	63.62

所有議決権数別

2017年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	7,800,020	85.31
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	376,900	4.12
GCAS BANA LONDON US CLIENT (常任 代理人 メリルリンチ日本証券株式 会社)	2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	37,260	0.41
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	35,805	0.39
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常 任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANSISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	29,436	0.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,697	0.29
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	17,335	0.19
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	16,355	0.18
日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,631	0.14
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1)	8,417	0.09
計	—	8,360,856	91.44

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 137,315,400 B種類株式 77,700,000	普通株式 1,373,154 B種類株式 7,770,000	「1(1)② 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
単元未満株式	32,109	—	—
発行済株式総数	215,047,609	—	—
総株主の議決権	—	9,143,154	—

(注) 「単元未満株式」の中には、当社所有の自己株式38株が含まれております。

② 【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) CYBERDYNE 株式会社	茨城県つくば市学園南 二丁目2番地1	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

(注) 上記の他、当社所有の単元未満株式38株があります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

① CYBERDYNE株式会社2015年第1回ストックオプション

当該制度は、会社法に基づき、2015年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2015年7月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② CYBERDYNE株式会社2016年第1回無償ストックオプション

当該制度は、会社法に基づき、2016年5月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年5月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ CYBERDYNE株式会社2016年第2回新株予約権（有償ストック・オプション）

当該制度は、会社法に基づき、2016年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役3名 当社従業員102名 当社子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ CYBERDYNE株式会社2017年第1回無償ストックオプション

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役及び使用人並びに社外協力者に対して無償にて発行するストック・オプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2017年6月23日開催の第13回定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2017年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社関係会社の取締役及び使用人並びに社外協力者 付与対象者の区分及び人数の詳細は、付与時点における取締役会で決議いたします。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	100,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	発行決議日後2年を経過した日から8年間
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）2. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値をいい、以下、これらを総称して「終値」という）に1.20を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、行使価額は下記に定める調整に服する。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

- (ii) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- (iii) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. その他の新株予約権の行使

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	138	—	138	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2017年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、HAL®を中心としたサイバニクス技術を用いた製品及びサービスへの先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があります。また、財務体質の強化及び事業拡大のために当面は内部留保の充実に努める方針であります。しかしながら、株主に対する利益還元は重要な経営課題として認識しており、将来は経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これらの配当の決定機関としては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高(円)	—	1,001	2,132.5	2,185	2,629
最低(円)	—	746	495	1,212	1,281

(注) 1. 当社株式は、2014年3月26日から東京証券取引所市場（マザーズ）に上場しております。それ以前については該当事項はありません。

2. 当社は2013年10月25日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ200株の割合で株式分割を、2014年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を、2015年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、最高・最低株価を表示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年10月	11月	12月	2017年1月	2月	3月
最高(円)	1,671	1,577	1,743	1,767	1,829	1,745
最低(円)	1,550	1,281	1,398	1,558	1,556	1,583

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	山海 嘉之	1958年6月24日生	1987年3月 2003年7月 2004年4月 2004年6月 2006年2月 2009年9月 2013年8月 2014年6月 2016年8月	工学博士(筑波大学) 筑波大学機能工学系教授 筑波大学大学院システム情報工 学研究科教授(現任) 当社設立、取締役 当社代表取締役社長(現任) 筑波大学サイバニクス研究セン ター長(現任) Cyberdyne Care Robotics GmbH Managing director(現任) 内閣府 革新的研究開発推進プ ログラム(ImPACT)プログラム マネージャー(現任) CYBERDYNE USA Inc. President(現任)	(注)3	(普通株式) 3,042,000 (B種類株式) 77,696,000
取締役	改善対応室 情報戦略チー ムリーダー	市橋 史行	1978年5月1日生	2004年6月 2005年5月 2006年2月 2007年10月 2014年1月	当社設立取締役(現任) 当社代表取締役 メディカルインターフェース株 式会社代表取締役 当社研究開発本部長 当社改善対応室情報戦略チーム リーダー(現任)	(注)3	(普通株式) 20,000
取締役	コーポレート 部門責任者	宇賀 伸二	1970年2月15日生	1994年4月 2001年10月 2005年10月 2007年6月 2008年9月 2009年2月 2013年4月 2013年7月 2013年8月 2013年9月 2014年1月	株式会社トーマン(現 豊田通 商株式会社)入社 中央青山監査法人入所 プライスウォーターハウスクー パース上海事務所(駐在) リッジウェイキャピタルパート ナーズ入社 当社入社 財務経理グループ長 (財務経理部長) 当社取締役(現任) 鈴鹿ロボケアセンター株式会社 監査役(現任) 湘南ロボケアセンター株式会社 監査役(現任) Cyberdyne Care Robotics GmbH Managing director(現任) 大分ロボケアセンター株式会社 監査役(現任) 当社コーポレート部門責任者 (現任)	(注)3	(普通株式) 60,000
取締役	—	河本 浩明	1974年8月25日生	2004年6月 2005年5月 2005年8月 2006年2月 2015年4月	当社設立代表取締役 当社代表取締役 財団法人医療機器センター研究 員 当社取締役就任(現任) 筑波大学大学院システム情報工 学研究科 准教授(現任)	(注)3	(普通株式) 14,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	中田 金一	1962年5月12日生	1989年7月 1996年10月 1996年11月 2003年3月 2003年10月 2008年3月 2008年6月	日本大学医学部勤務 日本人工臓器学会評議委員 博士（医学）取得 医用電磁駆動システム産業促進 共同委員 日本大学医学部講師（現任） 日本冠動脈外科学会評議委員 （現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	吉田 和正	1958年8月20日生	1984年10月 2003年6月 2004年12月 2012年6月 2013年2月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2016年7月	Intel Corporation入社 インテル株式会社 代表取締役 社長 Intel Corporation セールス&マーケティング統轄 本部 副社長 オンキヨー株式会社取締役（現 任） 株式会社Gibson Guitar Corporation取締役（現任） 当社取締役就任（現任） TDK株式会社取締役（現任） 株式会社豆蔵ホールディングス 取締役（現任） フリービット株式会社取締役 （現任）	(注) 3	(普通株式) 60,000
取締役	—	今井 光	1949年7月23日生	1974年4月 1986年1月 1993年4月 1999年1月 2007年11月 2008年4月 2012年4月 2015年6月 2016年6月 2016年12月	山一證券株式会社入社 モルガン・スタンレー証券株式 会社入社 メリルリンチ証券株式会社入社 メリルリンチ日本証券株式会社 副会長 株式会社レコフ取締役副社長 同代表取締役社長 オリンパス株式会社取締役 当社取締役（現任） 大平洋金属株式会社取締役（現 任） 株式会社スリーダム取締役会長 （現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	藤谷 豊	1953年4月1日生	1975年4月 2005年1月 2011年6月	株式会社三菱銀行（現 株式会 社三菱東京UFJ銀行）入行 有限責任あずさ監査法人入所 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	ケース・ フェレコープ	1956年5月4日生	1981年5月 1992年5月 2003年5月 2005年10月 2007年6月	ロッテルダム地方裁判所及びア ムステルダム地方裁判所におい て弁護士登録 日本における外国法事務弁護士 資格登録 アレン アンド オーベリー外 国法事務弁護士事務所マネー ジングパートナー 英国イングランド&ウェールズ 弁護士資格取得 当社監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	岡村 憲一郎	1971年 8 月18日生	1994年 4 月 2007年 2 月	中央監査法人入所 株式会社BizNext代表取締役（現 かえで会計アドバイザー株式 会社）（現任）	(注) 4	—
				2009年 9 月	株式会社東京国際会計代表取締 役（現任）		
				2011年 6 月	税理士法人赤坂総合会計事務所 代表社員（現 かえで税理士法 人）（現任）		
				2011年 6 月	当社監査役就任（現任）		
				2015年 6 月	S G ホールディングス株式会社 監査役（現任）		
				2016年 6 月	兼松サステック株式会社取締役 （監査等委員）		
計							(普通株式) 3, 196, 000 (B種類株式) 77, 696, 000

- (注) 1. 取締役中田金一、吉田和正及び今井光は社外取締役であります。
2. 監査役藤谷豊、ケース・フェレコープ及び岡村憲一郎は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2017年6月23日の定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2017年6月23日の定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

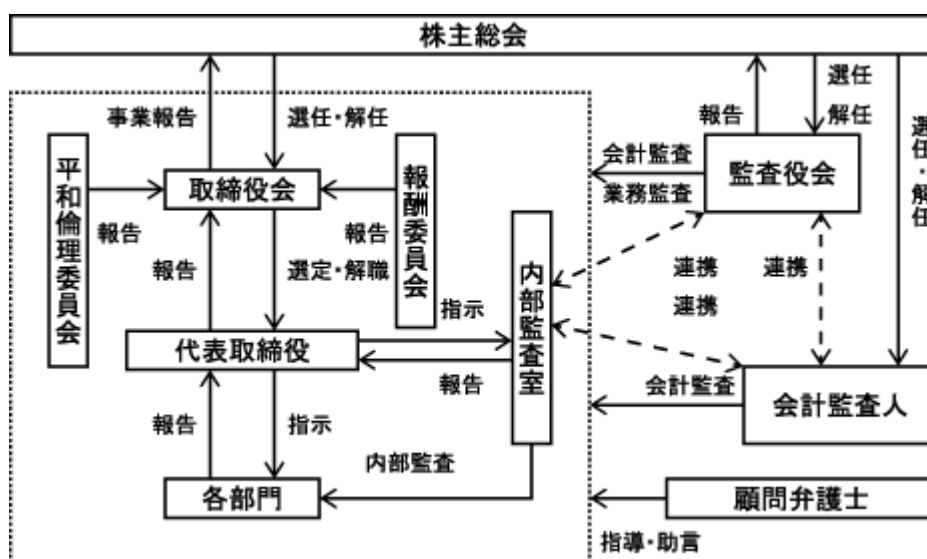
当社は、長期的に企業価値を高めていくために、透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスは当社のステークホルダーと良好な関係を構築するための重要事項であると考えております。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけではなく、社会の要請に反していないか、社会に貢献しているかという企業の社会性も重視しております。さらに、コーポレート・ガバナンスが的確に機能するためには徹底した透明性が必要であると考えており、法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員や顧客に対しても積極的に情報開示を行う考えであります。

② 会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社です。取締役会は少なくとも月1回開催し、迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監査を行っております。取締役会は7名の取締役（社外取締役3名含む）で構成されており、効率的な意思決定及び経営判断が可能な体制となっております。また、当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名の社外監査役で構成され、取締役会において積極的な意見参加を求めることにより、監視機能を高めております。また、監査役は職務執行状況や重要な意思決定についての監査を客観的な立場から行っております。取締役の報酬に関しては、代表取締役が選任した役員を委員とし、3名以上で構成される報酬委員会を設置し、報酬委員会での決議を行い取締役の報酬に関する意見を取締役会へ報告しております。なお、国立大学法人筑波大学との関係に係る利益相反を防止する観点から、国立大学法人筑波大学と関係の無い独立した社外取締役の人数が大学との利害関係者を除く社外取締役以外の取締役人数と同数以上を維持することとしております。これにより、国立大学法人筑波大学との利益相反に係る取締役会決議時には、必要に応じて普通決議を社外取締役が否決することが可能であり、利益相反を防止する体制を構築しております。また、少数株主保護の観点から、支配株主である山海嘉之、山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団並びに両財団法人の評議員、理事及び監事が当社と取引を行うことについて決定する場合は、社外取締役及び社外監査役で構成される委員会の事前承認を得た上で、取締役会の決議を得る体制を構築しております。

また、当社は、当社グループの先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止するため、平和倫理委員会を設置しております。平和倫理委員会は、代表取締役及び全ての社外役員により構成され、当社グループの企業行動規範で定める「医療、介護、災害復旧」の事業領域に含まれないおそれがある事業領域へ参入する際に、その参入により、当社の先進技術が人の殺傷や兵器利用を目的に利用される可能性の有無について審議・検証し、判定の結果を取締役会へ報告します。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりであります。



③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

a. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

(a) 当社及び子会社（以下「グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はグループの取締役、使用人が法令・定款及び社内規則を遵守した行動をとるために、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を制定する。当社担当取締役がグループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、体制の構築、整備、維持を行う。また研修、監査、危機管理によって、グループの取締役及び使用人にコンプライアンスを周知徹底し、問題点の把握と解決に努める。

当社は関係会社管理規程を制定し、それに基づき主要な子会社の取締役（及び必要があれば監査役）を選任、子会社の重要事項を当社が承認、一部の子会社管理事務を当社コーポレート部門が担当することにより子会社における業務の適正性を確保する。

当社は当社社長直轄の内部監査部門を設置する。内部監査部門は内部監査規程、関係会社管理規程に基づきグループ全般の、法令・定款及び社内規則の遵守状況、リスクマネジメントに係る内部監査を実施する。その監査結果を、当社社長・監査役会・取締役会に報告する。

法令上疑義ある行為等についてグループの使用人が直接情報提供を行う手段として、ホットライン制度規程を制定し運用する。口頭、メール、チャット、意見箱などによる情報提供についてもホットライン制度規程の対象とする。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報の保存及び管理方法を文書管理規程に定め、法令及びこれに従い、当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保管する。

取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループのリスク管理体制の強化を図るため、当社担当取締役はリスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに、それぞれの担当部署はリスクスコープ、リスクプロファイルの確認・自己評価規則・ガイドラインの制定を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は当社の財務担当取締役が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、対応責任者となる取締役または部門長を当社社長がすみやかに定める。

(d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制基盤として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

当社の取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役又は部門長が取締役会において定期的に報告し、監査役会がこれを監査する。

中長期的な経営方針を立案し、経営環境の変化に伴う影響を随時反映させるとともに、その進捗を取締役会に適宜報告する。

当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、関係会社管理規程を制定し、当社主管部門の管理のもとに子会社を運営している。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を制定し、子会社は規程に従って必要に応じて当社の子会社主管部門に子会社の職務の状況について報告する。

(f) 当社の監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と協議の上、適切な補助使用人及び兼任の使用人を配置することができる。

当該使用人への指揮命令権は監査役会に帰属し、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事考課・異動は、監査役会の同意を得るものとする。

- (g) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、すみやかに当社の監査役に報告する。その他、法令及び当社の監査役会が制定する監査役会規則ならびに監査役監査基準に基づき、監査役がグループの取締役及び使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役及び使用人はすみやかに監査役に報告する。こうした事実の報告について網羅性を確保するために、当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人は、本項に記載する報告、関連項目に記載の内部監査、ホットライン、会計監査人等からの報告・情報等の聴取・収集に努める。

ホットライン制度規程に従い、グループにおける法令上疑義ある行為や重要なコンプライアンス上の問題が通報された場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告する。また、通報内容及び調査結果を常勤監査役に報告する。

当社の内部監査部門は当社監査役に対してグループにおける内部監査の状況を報告する。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告する。

- (h) 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇を行わない。

- (i) 当社の監査費用の処理に係る方針に関する事項

監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出する。

- (j) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、必要があれば監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査役が取締役及び会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保する。

b. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記体制を整備しその運用に努めている。当事業年度に実施した内部統制上重要と考えられる主な取り組みは以下の通りである。

(a) コンプライアンス体制

当社グループにおいては、企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、ホットライン制度規程のもと、その手段等について適宜関係者へ周知徹底している。

(b) リスク管理体制

当社グループにおいては、当社担当取締役はリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスク状況の監視及び対応を実施している。また、その実施状況は、内部監査や監査役監査の対象としている。

(c) 取締役の職務執行の効率性

当社においては、取締役会を月1回定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、業務の執行状況の報告（子会社を含む）、年度の業績進捗等（子会社を含む）について、確認している。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査室（1名・兼任）を設置し、内部監査規程に基づき、必要な業務監査を実施するなど内部統制の充実に努めております。内部監査室長はコーポレート部門総務人事チームに所属しているため、総務人事チームに対する内部監査は、代表取締役社長が指名する監査員が監査を実施しております。監査役監査は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき取締役の職務執行の監査などの業務監査を実施しております。また、社外監査役には会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通した公認会計士資格、弁護士経験を有する社外監査役を選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。内部監査室は年間の内部監査計画の策定にあたっては常勤監査役と連携しております。内部監査の結果については定期的に代表取締役及び監査役へ報告を行っております。また、内部監査の過程で発見された内部統制上の問題は、内部統制部門に改善の提言を行っております。監査役及び会計監査人とは、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務執行社員は淡島國和氏、杉原伸太郎氏であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他9名、計12名のチーム編成にて監査にあたっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役を3名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。

当社は社外取締役又は社外監査役の当社からの独立性に関する基準又は方針の内容を定めておりませんが、選任にあたっては、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験や研究・金融・会計・法律に関する高い見識等を参考にしております。

当社では社外取締役及び社外監査役について、取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外取締役吉田和正氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を生かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり取締役会において助言・提言を行っております。なお、同氏は本書提出日現在において、当社の株式60,000株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏はオンキヨー株式会社社外取締役、株式会社Gibson Guitar Corporation社外取締役、TDK株式会社社外取締役、株式会社豆蔵ホールディングス社外取締役、及び、フリービット株式会社社外取締役を兼務しており、また過去においてインテル株式会社代表取締役社長及びIntel Corporation副社長であったことがあります。当社とこれら7社との間には特別の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。尚、その他の社外取締役及び社外監査役と当社との間においても、特別な人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社の社外取締役は業務執行取締役等の職務の執行を監督し、当社の業務の執行を監督しております。社外監査役は、取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っております。社外監査役は、上記④に記載のとおり、会計監査及び内部監査との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役会に定期的に報告する等により、取締役会の職務である取締役等の職務の執行の監督の一翼を担っています。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

⑦ リスク管理体制の整備の状況

当社では、企業行動規範、リスク管理規程及びホットライン制度規程等を制定しリスク管理体制の強化を図っております。なお、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であるため、TMI総合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律問題全般について助言・指導を受けております。

⑧ 役員報酬の内容

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	32,600	32,600	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	13,200	13,200	—	—	—	6

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等について、報酬委員会を設置し、当該委員会での審議に基づき、定時株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2006年5月31日開催の第2回定時株主総会において、年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

⑨ 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主への機動的な利益還元を目的として取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎月9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑫ 責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、取締役会の決議により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額の範囲内において免除する決議ができる旨を、定款に定めております。

⑬ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

⑭ 取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議の際は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑮ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、種類株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑯ 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる種類株主の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会及び種類株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会及び種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑰ B種類株式について

普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び本財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

山海嘉之は、本スキームの継続性を確保するため、その時点で有するB種類株式の一部を本財団法人へ無償で譲渡することを予定しているとのことです。また、本財団法人は、B種類株式を継続して保有する予定であるとのことです。

B種類株主である本財団法人は、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、当社の企業価値が毀損されることを防止するため、いずれも以下の内容の議決権行使ガイドラインを定めています。

財団法人は、その所有する当社が発行するB種類株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使するに当たり、次の各号に規定する決議事項について、それぞれ当該各号に規定する場合には、反対の議決権を行使するものとする。なお、財団法人は、議決権行使ガイドラインの内容を変更する場合には、理事会の決議による承認を得るものとし、財団法人が定める方法により変更内容を公表する。

- a. 取締役の選解任に係る決議については、当該取締役の選解任によって、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損される形での経営が行われると判断される場合
- b. その他の決議については、当該決議が可決されると、当社グループにおける先進技術の平和的利用が妨げられ、又は当社グループの企業価値が毀損されると判断される場合

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,000	—	20,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,000	—	20,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また監査法人等の主催するセミナーに適宜参加し、定期的に会計基準の検討を行うと共に、社内規程の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,458,798	10,375,733
売掛金	217,347	247,451
有価証券	25,500,386	23,000,000
商品及び製品	149,939	96,708
仕掛品	13,519	9,569
原材料及び貯蔵品	286,167	420,267
未収入金	349,259	125,233
その他	76,021	117,807
貸倒引当金	△758	△1,355
流動資産合計	41,050,680	34,391,415
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 702,620	※1,※3 978,884
貸貸用資産（純額）	460,527	478,415
土地	3,214,303	※3 3,118,558
建設仮勘定	699,992	6,003,880
その他（純額）	※3 254,767	※3 285,856
有形固定資産合計	※2 5,332,211	※2 10,865,595
無形固定資産	※3 65,658	※3 66,026
投資その他の資産		
投資有価証券	914,830	1,360,838
その他	※4 171,089	※4 164,391
投資その他の資産合計	1,085,919	1,525,229
固定資産合計	6,483,790	12,456,851
資産合計	47,534,470	46,848,267
負債の部		
流動負債		
買掛金	48,120	20,758
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	19,927,483	—
未払法人税等	63,804	151,632
その他	283,151	320,052
流動負債合計	20,322,560	492,444
固定負債		
繰延税金負債	11,027	13,853
資産除去債務	71,613	73,081
その他	65,335	42,741
固定負債合計	147,975	129,676
負債合計	20,470,536	622,120

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,511,767	26,743,881
資本剰余金	16,447,767	26,679,881
利益剰余金	△6,433,015	△7,222,347
自己株式	△204	△204
株主資本合計	26,526,314	46,201,209
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	8,966
為替換算調整勘定	772	3,502
その他の包括利益累計額合計	772	12,468
新株予約権	536,847	12,468
純資産合計	27,063,934	46,226,147
負債純資産合計	47,534,470	46,848,267

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	1,264,902	1,649,940
売上原価	※1 401,121	※1 570,987
売上総利益	863,780	1,078,953
販売費及び一般管理費		
研究開発費	※2 1,001,547	※2 902,867
その他の販売費及び一般管理費	※3 1,154,365	※3 1,348,201
販売費及び一般管理費合計	2,155,912	2,251,068
営業損失(△)	△1,292,132	△1,172,115
営業外収益		
受取利息	32,846	8,902
助成金収入	399,574	879,669
受託研究事業収入	235,330	283,805
その他	37,975	70,008
営業外収益合計	705,727	1,242,386
営業外費用		
支払利息	46,142	7,999
株式交付費	—	96,231
固定資産圧縮損	72,517	741,755
その他	5,014	6,936
営業外費用合計	123,674	852,923
経常損失(△)	△710,079	△782,653
特別利益		
固定資産売却益	—	40
特別利益合計	—	40
特別損失		
固定資産売却損	—	302
特別損失合計	—	302
税金等調整前当期純損失(△)	△710,079	△782,914
法人税、住民税及び事業税	13,481	7,534
法人税等調整額	△2,307	△1,116
法人税等合計	11,173	6,417
当期純損失(△)	△721,253	△789,332
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△3,195	—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△718,057	△789,332

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期純損失(△)	△721,253	△789,332
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	8,966
為替換算調整勘定	1,776	2,730
その他の包括利益合計	※ 1,776	※ 11,696
包括利益	△719,476	△777,636
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△716,723	△777,636
非支配株主に係る包括利益	△2,753	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計
当期首残高	16,511,767	16,447,767	△5,714,957	—	27,244,576	—	△442	△442
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期 純損失（△）	—	—	△718,057	—	△718,057	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△204	△204	—	—	—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	1,214	1,214
当期変動額合計	—	—	△718,057	△204	△718,262	—	1,214	1,214
当期末残高	16,511,767	16,447,767	△6,433,015	△204	26,526,314	—	772	772

	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	530,529	2,634	27,777,298
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
親会社株主に帰属する当期 純損失（△）	—	—	△718,057
自己株式の取得	—	—	△204
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	6,318	△2,634	4,898
当期変動額合計	6,318	△2,634	△713,363
当期末残高	536,847	—	27,063,934

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	16,511,767	16,447,767	△6,433,015	△204	26,526,314	—	772	772
当期変動額								
新株の発行	10,232,113	10,232,113	—	—	20,464,227	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△789,332	—	△789,332	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	8,966	2,730	11,696
当期変動額合計	10,232,113	10,232,113	△789,332	—	19,674,895	8,966	2,730	11,696
当期末残高	26,743,881	26,679,881	△7,222,347	△204	46,201,209	8,966	3,502	12,468

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	536,847	—	27,063,934
当期変動額			
新株の発行	—	—	20,464,227
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△789,332
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△524,378	—	△512,682
当期変動額合計	△524,378	—	19,162,212
当期末残高	12,468	—	46,226,147

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△710,079	△782,914
減価償却費	280,299	341,191
固定資産圧縮損	72,517	741,755
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△592	597
受取利息	△32,846	△8,902
支払利息	46,142	7,999
株式交付費	—	96,231
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,724	△30,104
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△110,417	△76,919
仕入債務の増減額 (△は減少)	△44,074	△27,361
未収入金の増減額 (△は増加)	200,633	224,026
その他	32,644	95,454
小計	△275,497	581,053
利息及び配当金の受取額	33,553	6,982
利息の支払額	△2,632	△1,785
法人税等の支払額	△13,706	△10,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	△258,282	575,438
投資活動によるキャッシュ・フロー		
拘束性預金の純増減額 (△は増加)	20,000,000	—
有価証券の取得による支出	△20,000,213	△20,000,000
有価証券の償還による収入	—	20,000,213
定期預金の預入による支出	△1,500,000	—
定期預金の払戻による収入	3,000,000	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	△1,354,938	△6,596,919
無形固定資産の取得による支出	△25,228	△18,003
投資有価証券の取得による支出	△599,980	△433,099
その他	△2,314	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△482,675	△5,547,807
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	—	△88,131
その他	△21,185	△21,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,185	△109,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	△743	△1,060
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△762,887	△5,083,237
現金及び現金同等物の期首残高	19,221,857	18,458,970
現金及び現金同等物の期末残高	※ 18,458,970	※ 13,375,733

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

(1) 主要な連結子会社の名称

鈴鹿ロボケアセンター株式会社、湘南ロボケアセンター株式会社、大分ロボケアセンター株式会社、Cyberdyne Care Robotics GmbH、CYBERDYNE USA Inc.

上記のうち、CYBERDYNE USA Inc.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社等の名称等

主要な非連結子会社の名称

新潟ロボケアセンター株式会社、Cyberdyne EU B.V.、CYBERDYNE DENMARK ApS、Cyberdyne Sweden AB、CYBERDYNE (Europe) GmbH

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Cyberdyne Care Robotics GmbH、及びCYBERDYNE USA Inc.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

b. その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法

② たな卸資産

a. 製品、仕掛品
個別法による原価法

b. 原材料、商品
移動平均法による原価法

c. 貯蔵品
最終仕入原価法

なお、収益性の低下したたな卸資産については、簿価を切下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用資産、並びに、工具、器具及び備品の一部については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	3年～38年
賃貸用資産	5年
機械及び装置	7年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ソフトウェア	3年～5年
特許権	8年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
建物	280,000千円	280,000千円
上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。		

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,798,994千円	1,975,508千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
建物	－ 千円	631,457千円
機械及び装置	144,555 "	144,555 "
工具、器具及び備品	174,904 "	189,458 "
土地	－ "	95,744 "
ソフトウェア	14,174 "	14,174 "

※4 非連結子会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
関係会社株式	11,555千円	10,896千円
関係会社出資金	2,957 "	2,957 "

- 5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
当座貸越極度額	900,000千円	900,000千円
借入実行残高	－ "	－ "
差引額	900,000千円	900,000千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	12,715千円	17,335千円

※ 2 研究開発費の主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与手当	187,411千円	191,952千円
研究開発材料費	450,892 "	337,069 "
支払手数料	118,227 "	77,182 "

※ 3 その他の販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与手当	283,281千円	290,194千円
租税公課	137,865 "	216,846 "

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	－千円	12,908千円
組替調整額	－千円	－千円
税効果調整前	－千円	12,908千円
税効果額	－千円	△3,942千円
その他有価証券評価差額金	－千円	8,966千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,776千円	2,730千円
組替調整額	－千円	－千円
税効果調整前	1,776千円	2,730千円
税効果額	－千円	－千円
為替換算調整勘定	1,776千円	2,730千円
その他の包括利益合計	1,776千円	11,696千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	62,788,000	62,788,000	—	125,576,000
B種類株式(株)	38,850,000	38,850,000	—	77,700,000
合計	101,638,000	101,638,000	—	203,276,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増加理由は下記の通りです。

株式分割による増加 62,788,000株

B種類株式の発行済株式の増加理由は下記の通りです。

株式分割による増加 38,850,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	138	—	138

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 138株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2017年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債	普通株式	5,277	6,494	—	11,771	530,529
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6,318
合計			5,277	6,494	—	11,771	536,847

(注) 株式分割及び転換価額の修正による増加 6,494千株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	125,576,000	11,771,609	—	137,347,609
B種類株式（株）	77,700,000	—	—	77,700,000
合計	203,276,000	11,771,609	—	215,047,609

（変動事由の概要）

普通株式の発行済株式の増加理由は下記の通りです。

転換社債型新株予約権付社債の転換による増加 11,771,609株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	138	—	—	138

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（注）	普通株式	11,771	—	11,771	—	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	12,468
合計			11,771	—	11,771	—	12,468

（注）2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
現金及び預金	14,458,798千円	10,375,733千円
有価証券勘定	25,500,386 "	23,000,000 "
預入期間が3か月を越える定期預金	△1,500,000 "	— "
償還期限が3か月を超える債券等	△20,000,213 "	△20,000,000 "
現金及び現金同等物	18,458,970千円	13,375,733千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年内	268,145	400,572
1年超	170,216	174,254
合計	438,361	574,826

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関等からの借入及び社債発行により行っております。デリバティブ取引については投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券、金銭の信託であり、発行体の信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート部門が資金繰計画を適宜更新するとともに、手許流動性を一定額に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,458,798	14,458,798	—
(2) 売掛金	217,347	217,347	—
(3) 有価証券	25,500,386	25,500,386	—
(4) 未収入金	349,259	349,259	—
資産計	40,525,790	40,525,790	—
(1) 買掛金	48,120	48,120	—
(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	19,927,483	19,927,483	—
(3) 未払法人税等	63,804	63,804	—
負債計	20,039,408	20,039,408	—

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,375,733	10,375,733	—
(2) 売掛金	247,451	247,451	—
(3) 有価証券	23,000,000	23,000,000	—
(4) 未収入金	125,233	125,233	—
資産計	33,748,418	33,748,418	—
(1) 買掛金	20,758	20,758	—
(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	—	—
(3) 未払法人税等	151,632	151,632	—
負債計	172,391	172,391	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券、(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2016年3月31日	2017年3月31日
投資有価証券	914,830	1,360,838

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2016年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,458,798	—	—	—
売掛金	217,347	—	—	—
有価証券	25,500,386	—	—	—
未収入金	349,259	—	—	—
合計	40,525,790	—	—	—

当連結会計年度(2017年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,375,733	—	—	—
売掛金	247,451	—	—	—
有価証券	23,000,000	—	—	—
未収入金	125,233	—	—	—
合計	33,748,418	—	—	—

(注4) 社債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2016年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付 社債	20,000,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度(2017年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2016年3月31日)

コマーシャルペーパー(連結貸借対照表計上額1,499,963千円)につきましては、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2017年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2016年3月31日)

譲渡性預金及び合同運用金銭信託(連結貸借対照表計上額24,000,422千円)につきましては、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

非上場株式(連結貸借対照表計上額914,830千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2017年3月31日)

譲渡性預金及び一般公社債(連結貸借対照表計上額23,000,000千円)につきましては、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

投資有価証券(連結貸借対照表計上額1,360,838千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	6,318千円	6,054千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	CYBERDYNE株式会社 2015年第1回 ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第1回 無償ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第2回 新株予約権(有償ストック・ オプション)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年7月28日	2016年5月24日	2016年7月26日
付与対象者の区分 及び人数	社外協力者1名	社外協力者1名	当社取締役7名 当社監査役3名 当社従業員102名 当社子会社従業員17名
株式の種類 及び付与数	普通株式 7,800株	普通株式 4,600株	普通株式 47,700株
付与日	2015年8月12日	2016年6月8日	2016年8月25日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	新株予約権者は、2017年3月 期または2018年3月期におい て、下記①及び②に掲げる条 件を満たしている場合に限り 、当該条件を最初に満たし た期の有価証券報告書の提出 日が属する月の翌月1日から 行使することができる。 ① 売上高が3,000百万円を 超過すること ② 経常利益が黒字化する こと (注)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	2017年7月29日～ 2025年7月28日	2018年5月25日～ 2026年5月24日	2017年7月1日～ 2021年8月24日

(注) その他の新株予約権の行使の条件

- 上記「新株予約権の行使の条件」における売上高及び経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。）における売上高及び経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人の内1名が、当該新株予約権者の保有する新株予約権の全部を承継した場合（以下、当該相続人を「権利承継者」という。）に限り、権利承継者は本新株予約権を行使することができる。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2017年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	CYBERDYNE株式会社 2015年第1回 ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第1回 無償ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第2回 新株予約権（有償ストック・ オプション）
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年7月28日	2016年5月24日	2016年7月26日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	4,600	47,700
失効	—	—	—
権利確定	—	4,600	—
未確定残	—	—	47,700
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	7,800	—	—
権利確定	—	4,600	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	7,800	4,600	—

② 単価情報

	CYBERDYNE株式会社 2015年第1回 ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第1回 無償ストックオプション	CYBERDYNE株式会社 2016年第2回 新株予約権（有償ストック・ オプション）
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年7月28日	2016年5月24日	2016年7月26日
権利行使価格（円）	1,806	3,060	2,355
行使時平均株価 （円）	—	—	—
付与日における公正 な評価単価（円）	81,000	131,630	200

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された「CYBERDYNE株式会社2016年第1回無償ストックオプション」についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	59.7%
満期までの期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	－円／株
安全資産利子率	(注) 4	△0.2%

(注) 1. 「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)の取扱いに準じて、以下の条件に基づき算出しております。

- ① 株価情報収集期間：3年間
- ② 価格観察の頻度：日次
- ③ 異常情報：該当事項なし
- ④ 企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 割当日：2016年6月8日

権利行使期間：2018年5月25日～2026年5月24日

3. 直近の配当実績に基づくものであります。

4. 安全資産利回りを連続複利方式に変換した金利。

当連結会計年度において付与された「CYBERDYNE株式会社2016年第2回新株予約権(有償ストック・オプション)」についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	58.8%
満期までの期間	(注) 2	5年
予想配当	(注) 3	－円／株
無リスク利子率	(注) 4	△0.3%

(注) 1. 「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)の取扱いに準じて、以下の条件に基づき算出しております。

- ① 株価情報収集期間：5年間
- ② 価格観察の頻度：週次
- ③ 異常情報：該当事項なし
- ④ 企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 割当日：2016年8月25日

権利行使期間：2017年7月1日～2021年8月24日

3. 直近の配当実績に基づくものであります。

4. 満期までの期間に対応した償還年月日2021年6月21日の超長期国債51の流通利回り。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
研究開発費	64,761千円	84,156千円
たな卸資産評価損	7,618 "	11,255 "
一括償却資産損金算入限度超過額	3,062 "	2,974 "
未払事業税	18,103 "	44,740 "
減損損失累計額	2,250 "	2,235 "
減価償却限度超過額	90,627 "	99,581 "
資産除去債務	21,819 "	22,128 "
関係会社株式評価損	7,073 "	7,231 "
繰越欠損金	1,595,422 "	1,737,495 "
未払事業税	— "	376 "
その他	17,998 "	15,159 "
計	1,828,737千円	2,027,336千円
評価性引当額	△1,828,737千円	△2,027,336千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円

(繰延税金負債)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
資産除去債務に対応する除去費用	10,211千円	9,493千円
その他有価証券評価差額金	— "	3,942 "
その他	815 "	417 "
繰延税金負債合計	11,027千円	13,853千円
差引：繰延税金負債純額	11,027千円	13,853千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
法定実効税率 (調整)	32.8%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1 "	△0.1 "
税率変更による影響	△13.4 "	△1.6 "
住民税均等割	△0.9 "	△0.8 "
評価性引当額	△17.9 "	△25.4 "
その他	△2.1 "	△3.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.6%	△0.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社社屋及び展示施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～20年と見積り、割引率は1.98%～2.07%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
期首残高	70,171千円	71,613千円
時の経過による増減額	1,442 〃	1,468 〃
期末残高	71,613千円	73,081千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	EMEA (ヨーロッパ、中東、アフリカ地域)	合計
1,181,838	83,063	1,264,902

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県	172,227

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	EMEA (ヨーロッパ、中東、アフリカ地域)	合計
1,566,199	83,740	1,649,940

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1株当たり純資産額	130.50円	214.90円
1株当たり当期純損失金額	△3.53円	△3.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、2015年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株あたり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	27,063,934	46,226,147
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	536,847	12,468
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る期末の純資産額(千円)	26,527,087	46,213,678
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び普通株式と同等の株式の数(株)	203,275,862	215,047,471

4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	△718,057	△789,332
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	△718,057	△789,332
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	203,275,911	213,822,256

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
CYBERDYNE株式会社	2017年満期ユーロ円 建転換社債型新株予 約権付社債	2014年 11月26日	19,927,483 (19,927,483)	—	—	無担保	2017年 12月12日
合計	—	—	19,927,483 (19,927,483)	—	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の 内容	新株予約 権の発行 価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した株 式の発行価額の総 額(千円)	新株予約 権の付与 割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込 に関する 事項
CYBERDYNE 株式会社	無償	1,699	20,000,000	—	100	自 2014年 12月26日 至 2017年 11月28日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	271,930	600,921	1,055,339	1,649,940
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(△)(千円)	△323,095	△510,537	△657,770	△782,914
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失金額(△) (千円)	△325,041	△514,604	△662,583	△789,332
1株当たり四半期(当期)純 損失金額(△)(円)	△1.55	△2.42	△3.10	△3.69

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△)(円)	△1.55	△0.88	△0.69	△0.59

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,405,967	10,290,337
売掛金	※3 140,095	※3 234,742
有価証券	25,500,386	23,000,000
商品及び製品	145,374	92,477
仕掛品	13,519	9,569
原材料及び貯蔵品	286,153	420,257
未収入金	※3 345,436	※3 120,446
その他	※3 205,659	※3 276,837
貸倒引当金	△758	△1,355
流動資産合計	41,041,834	34,443,314
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 694,087	※1,※2 972,909
構築物	6,382	4,004
機械及び装置	※2 26,984	※2 17,641
車両運搬具	13,363	11,960
工具、器具及び備品	※2 195,936	※2 240,241
賃貸用資産	460,041	478,056
土地	3,214,303	※2 3,118,558
建設仮勘定	699,992	6,003,880
有形固定資産合計	5,311,091	10,847,252
無形固定資産		
特許権	13,760	11,320
ソフトウェア	※2 43,864	※2 47,213
その他	5,216	5,715
無形固定資産合計	62,842	64,250
投資その他の資産		
投資有価証券	914,830	1,360,838
関係会社株式	29,555	39,010
関係会社出資金	22,947	22,947
長期前払費用	84,531	78,493
その他	65,427	65,410
投資その他の資産合計	1,117,291	1,566,700
固定資産合計	6,491,225	12,478,203
資産合計	47,533,060	46,921,518

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	48,786	20,399
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	19,927,483	—
未払金	※3 165,153	※3 128,241
未払費用	13,844	11,962
未払法人税等	58,452	151,075
その他	38,380	※3 105,784
流動負債合計	20,252,102	417,462
固定負債		
繰延税金負債	11,027	13,853
資産除去債務	71,613	73,081
その他	65,335	42,741
固定負債合計	147,975	129,676
負債合計	20,400,077	547,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,511,767	26,743,881
資本剰余金		
資本準備金	16,447,767	26,679,881
資本剰余金合計	16,447,767	26,679,881
利益剰余金		
利益準備金	30	30
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△6,363,224	△7,070,642
利益剰余金合計	△6,363,194	△7,070,612
自己株式	△204	△204
株主資本合計	26,596,135	46,352,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	8,966
評価・換算差額等合計	—	8,966
新株予約権	536,847	12,468
純資産合計	27,132,982	46,374,379
負債純資産合計	47,533,060	46,921,518

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)	当事業年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)
売上高	※ 2 1,012,412	※ 2 1,453,642
売上原価	※ 2 262,036	※ 2 438,063
売上総利益	750,376	1,015,578
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 2,028,290	※ 1, ※ 2 2,112,105
営業損失 (△)	△1,277,914	△1,096,526
営業外収益		
受取利息	※ 2 32,828	※ 2 9,704
助成金収入	398,558	877,406
受託研究事業収入	235,330	283,805
その他	※ 2 47,235	※ 2 76,415
営業外収益合計	713,953	1,247,331
営業外費用		
支払利息	2,576	1,785
社債利息	43,509	6,214
株式交付費	—	96,231
固定資産圧縮損	72,517	741,755
その他	2,662	6,672
営業外費用合計	121,266	852,658
経常損失 (△)	△685,226	△701,853
特別利益		
固定資産売却益	—	40
特別利益合計	—	40
特別損失		
固定資産売却損	—	302
特別損失合計	—	302
税引前当期純損失 (△)	△685,226	△702,114
法人税、住民税及び事業税	6,086	6,420
法人税等調整額	△2,307	△1,116
法人税等合計	3,778	5,303
当期純損失 (△)	△689,004	△707,418

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	650,288	87.6	325,232	77.3
II 労務費		60,526	8.1	61,075	14.5
III 経費		31,778	4.3	34,441	8.2
当期総製造費用		742,592	100.0	420,750	100.0
仕掛品期首たな卸高	※2	21,956		13,519	
合計		764,549		434,269	
仕掛品期末たな卸高		13,519		9,569	
他勘定振替高		526,629		260,077	
当期製品製造原価		224,400		164,622	

原価計算の方法は、標準原価計算を採用しております。原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価および固定資産等に配賦しております。

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	7,177	11,300
旅費交通費	5,352	6,025
減価償却費	6,090	5,632
消耗品費	5,186	4,772

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
有形固定資産	419,404	130,166
その他	107,225	129,910
計	526,629	260,077

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰 余金			
当期首残高	16, 511, 767	16, 447, 767	16, 447, 767	30	△5, 674, 219	△5, 674, 189	－	27, 285, 344
当期変動額								
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純損失（△）	－	－	－	－	△689, 004	△689, 004	－	△689, 004
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△204	△204
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△689, 004	△689, 004	△204	△689, 209
当期末残高	16, 511, 767	16, 447, 767	16, 447, 767	30	△6, 363, 224	△6, 363, 194	△204	26, 596, 135

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	530,529	27,815,874
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	△689,004
自己株式の取得	—	—	—	△204
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	6,318	6,318
当期変動額合計	—	—	6,318	△682,891
当期末残高	—	—	536,847	27,132,982

当事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	16,511,767	16,447,767	16,447,767	30	△6,363,224	△6,363,194	△204	26,596,135
当期変動額								
新株の発行	10,232,113	10,232,113	10,232,113	—	—	—	—	20,464,227
当期純損失（△）	—	—	—	—	△707,418	△707,418	—	△707,418
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	10,232,113	10,232,113	10,232,113	—	△707,418	△707,418	—	19,756,809
当期末残高	26,743,881	26,679,881	26,679,881	30	△7,070,642	△7,070,612	△204	46,352,944

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	536,847	27,132,982
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	20,464,227
当期純損失（△）	—	—	—	△707,418
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	8,966	8,966	△524,378	△515,412
当期変動額合計	8,966	8,966	△524,378	19,241,396
当期末残高	8,966	8,966	12,468	46,374,379

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………個別法による原価法

原材料、商品……………移動平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、収益性の低下したたな卸資産については、簿価を切下げております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、賃貸用資産及び工具、器具及び備品の一部については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3年～38年

構築物 10年～20年

機械及び装置 7年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

賃貸用資産 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ソフトウェア 3年～5年

特許権 8年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
建物	280,000千円	280,000千円
上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。		

※2 圧縮記帳額

国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
建物	一千円	631,457千円
機械及び装置	144,555 "	144,555 "
工具、器具及び備品	174,904 "	189,458 "
土地	－ "	95,744 "
ソフトウェア	14,174 "	14,174 "

※3 関係会社に対する金銭債権又は債務

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	179,960千円	231,708千円
短期金銭債務	7,350 "	3,945 "

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
当座貸越極度額	900,000千円	900,000千円
借入実行残高	－ "	－ "
差引額	900,000千円	900,000千円

(損益計算書関係)

※1 その他の販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与手当	222,366千円	234,147千円
減価償却費	95,683 "	118,874 "
研究開発費	1,033,290 "	902,999 "
租税公課	136,340 "	215,678 "
おおよその割合		
販売費	15.5 %	17.9 %
一般管理費	84.5 "	82.1 "

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	142,570千円	108,737千円
その他の営業取引高	34,120 "	5,381 "
営業取引以外による取引高	10,714 "	9,013 "

(有価証券関係)

前事業年度 (2016年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金 (貸借対照表計上額 関係会社株式29,555千円及び関係会社出資金22,947千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2017年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金 (貸借対照表計上額 関係会社株式39,010千円及び関係会社出資金22,947千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
研究開発費	64,761千円	84,156千円
たな卸資産評価損	7,618 "	11,255 "
一括償却資産損金算入限度超過額	2,599 "	2,791 "
未払事業税	17,701 "	44,740 "
減損損失累計額	2,250 "	2,235 "
減価償却限度超過額	90,349 "	99,176 "
資産除去債務	21,819 "	22,128 "
関係会社株式評価損	7,073 "	7,231 "
繰越欠損金	1,589,240 "	1,732,226 "
未払事業税	— "	376 "
その他	12,739 "	9,848 "
計	1,816,153千円	2,016,167千円
評価性引当額	△1,816,153千円	△2,016,167千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産除去債務に対応する除去費用	10,211千円	9,493千円
その他有価証券評価差額金	— "	3,942 "
その他	815 "	417 "
繰延税金負債合計	11,027千円	13,853千円
差引：繰延税金負債純額	11,027千円	13,853千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率 (調整)	32.8%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.1%	△0.1%
税率変更による影響	△13.9 "	△1.6 "
住民税均等割	△0.9 "	△0.9 "
評価性引当額	△18.0 "	△28.5 "
その他	△0.5 "	△0.4 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.6%	△0.8%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,380,953	984,923	631,457	1,734,419	761,509	74,643	972,909
構築物	46,493	—	—	46,493	42,488	2,377	4,004
機械及び装置	228,839	—	—	228,839	211,198	9,342	17,641
車両運搬具	28,846	5,253	4,363	29,737	17,777	6,351	11,960
工具、器具及び備品	763,427	123,236	27,446	859,216	618,975	95,256	240,241
賃貸用資産	742,412	190,444	138,976	793,880	315,824	129,076	478,056
土地	3,214,303	—	95,744	3,118,558	—	—	3,118,558
建設仮勘定	699,992	6,394,682	1,090,794	6,003,880	—	—	6,003,880
有形固定資産計	7,105,269	7,698,540	1,988,783	12,815,026	1,967,773	317,048	10,847,252
無形固定資産							
特許権	19,523	—	—	19,523	8,203	2,440	11,320
ソフトウェア	72,722	17,158	8,390	81,489	34,275	13,809	47,213
その他	5,355	4,678	3,986	6,047	331	193	5,715
無形固定資産計	97,600	21,836	12,377	107,060	42,809	16,442	64,250

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額が含まれています。

2. 建設仮勘定の「当期増加額」には、茨城県つくば市学園の森の土地取得による5,953,791千円等が含まれております。

3. 「当期減少額」には、国庫補助金等による圧縮記帳額741,755千円（建物、工具、器具及び備品、土地）が含まれております。

4. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	758	1,355	758	1,355

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 B種類株式 10株
単元未満株式（注）の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.cyberdyne.jp/
株主に対する特典	—

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日） 2016年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2016年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）2016年8月10日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日）2016年11月14日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）2017年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2016年7月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月23日

C Y B E R D Y N E 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 淡 島 國 和 印指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 杉 原 伸 太 朗 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、CYBERDYNE株式会社の2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、CYBERDYNE株式会社が2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月23日

C Y B E R D Y N E 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	原	伸	太	朗	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。